

明治期における地方名望家の役割と経営

——滋賀県高島郡福井弥平家を事例として——

上野山 学

目次

はじめに

第一章 福井弥平家の沿革と地域社会

第一節 弥平家を取り巻く地域社会の概要

第二節 弥平家の出自及び初代弥兵衛

第三節 弥平家の分家・創業と近世期の経営

第二章 明治期における福井弥平家の社会的地位

第一節 五代弥平の略歴と地域社会への貢献

第二節 弥平家の資産家としての位置づけ

第三章 明治期における福井弥平家の経営

第一節 弥平家の経営総体

第二節 弥平家の金銭貸付

第三節 弥平家の株式・公債投資

おわりに

はじめに

明治前期の地域社会のなかで、過熱する資金需要を充足したのは明治四(二八七二)年以降設立された国立銀行ではなく、在来の地主や商人による金融(以下、地主・商人金融)や銀行類似会社であった。⁽¹⁾なかでも、地主・商人金融の方が量的には銀行類似会社によるものよりも重要であったし、銀行類似会社自体も特別大きなものを除けば、地方の商人・地主・一部士族などによって構成されていた。つまり、当時の地方金融の担い手は、地域の商人や地主といった有力な資産家であった。

しかし、その利率は一般的には高騰しており、世論でも高利貸に対する反感が強かったとされている。⁽²⁾そのような社会情勢に迫られて、政府が明治一〇(二八七七)年九月に第六十六号布告「利息制限法」を發布したこともよく知られている。しかし、その利息高騰にも地域的に大きな偏差があったと考えられる。⁽³⁾近世の農村金融においては、村内の豪農を核とした共同体の余剰蓄積・融通機能の組織化と、それによる高利貸資本の排除が図られていた。そして、その村内における余剰蓄積・融通機能の組織化は小農制維持という共同体原則のもとに機能していた。くわえて、村社会内部での金融関係の集約され、共同体原則によって融通を担わされた豪農が、その経営を維持できずに没落していく場合すらあったのである。⁽⁴⁾また、近代以降も土地の分散所有や無尽の存続に見るように、農村において引き続きリスク分散や相互扶助といった共同体原則が色濃く残存している。近代に至り全国的な利息の高騰があったにせよ、都市部ならばともかく、そのような地域社会への高利貸資本の介入は実際には容易ではなかったであろう。また、地域社会における商人や地主の多くは、地方名望家として地域社会秩序の形成・維持に大きく貢献している。その彼等が、金銭貸付においてのみ地域社会を疲弊させるような高利貸資本運用を行っていたと考えるのは、

著しく矛盾する。ゆえに、地主・商人金融にも相互扶助的な性格が残存し、共同体内の諸々の機能を担っていたと考える方が妥当である。

だが、管見のかぎりにおいて、明治以降の地域社会や農村における地主・商人金融の役割や機能についての先行研究は、養蚕・製糸業の盛んであった一部地域を除けばまだ少ない⁽⁵⁾。明治前期の地域社会における金融について分析を加えた研究には正田健一郎「明治初期地方金融の一考察」『早稲田政治経済学雑誌』第一六八号（一九六二）や斎藤康彦「明治前期の質和金融と地主小作関係の特質」『山梨大学教育学部研究報告』第一分冊第三三三号（一九八二）がある。前者は八王子周辺の村落を取り上げ、次の二点を指摘した。第一は銀行類似会社が利息取得のみを目的とし、経営合理性追求の不可欠性において在来金融との決定的な相違を見せることである。第二はその経営合理性追求の不可欠性ゆえに、銀行類似会社が農民にとって在来金融より無慈悲なものであったことである。後者は神奈川県高座郡萩園村を取り上げ、明治初期に農民層分解の未進行であった同地域において、松方デフレによる階層分解を槓杆として結果的に土地集積に成功した在村地主が、農村金融のセンターとして機能するに至ったことを指摘した。だが、地域社会という枠組みの中で商人・地主による金融業が果たした役割についての分析は、この両研究によっても果されておらず、依然として村の枠組みを超えた商人・地主による金融業は、高利貸資本による土地集中をもたらしただけという認識が一般的である⁽⁶⁾。また、都市部における質屋金融の研究の一つに斎藤博「近代日本における質屋貸付資本の展開過程」『地方金融史研究』第四号（一九七二）がある。同氏の研究は近代大都市東京において支店とその傘下の下質屋を拡大した大和屋質店の経営分析を通じて、同店の質屋経営が地域民衆・貧民に吸着しこれを維持補完する機能を有していたことを指摘している。だが、その評価は同店経営の基本的性格が高利貸的利子生み資本運用であり、地域民衆・貧民の維持補完を行なうことが経営存続の条件であるという極めて消極的なものでしかないのである。本稿はこ

のような先行研究の成果を踏まえながら、地域社会の中で商人・地主の果たした役割について再検討を加えようというものである。

金銭貸付を行う商人・地主の具体的なものの一つとして酒造家をあげることができる。近代酒造業はその経営の性格上地主経営と密接な関連を持ち、金銭貸付を含めた資産運用手段と組み合わせられる傾向があった。ゆえに、酒造家による金銭貸付が果たした機能分析を行うことは、商人・地主による金融業の地域社会における役割を一定程度明らかにすると考える。

また、従来の地主制史研究では、土地集積が地主経営における一つの有効な資本投下手段としてのみ認識されてきた。したがって、日本資本主義発展過程において、地主経営が商品・労働・資本市場のなかで合理的判断に基づき、有価証券投資と土地投資を天秤にかけながら行われてきたというのが基本的な前提であった。⁽⁷⁾ゆえに、先の斎藤論文が示したような土地集積による資産家の形成と、その地域社会における中核的な役割という視点からの研究はまだ少ないのである。

以上の問題意識を前提に、本稿では滋賀県高島郡の福井弥平家を分析対象とする。福井弥平家は近世中期以降現在にいたるまで、連綿と酒造業を営んできた地域の資産家である。同家の明治期における経営構造は、酒造経営、農業・土地貸付経営（以下、地主経営）、金銭貸付と明治三〇年代以降には株式・公債投資を加えた四部門により多角的に形成されていた。その同家が地域社会において担っていた役割を、経営面においては主に金銭貸付と株式・公債投資を通じて、経営外においては五代弥平の諸活動を通じて検討する。本稿において、従来の地方金融史研究のように金融業のみに焦点を当てるのではなく、経営の内外両面から分析を試みるのは、同家の地域社会における在り方を明らかにしたうえで、金銭貸付を同家経営の一部門として把握することを目的とするからである。また、株式・公債

投資を分析対象とするのは、個人や小集団との契約によって成立するミクロ的な地域社会経済への関わりのみならず、地元企業への投資の面からマクロ的な地域社会経済への関わりをも同時に明らかにするためである。

本稿では福井弥平家文書を中心に使用して分析が進められるので、同家文書について一言を付けば、史料の総数は一、八二六点を数え、そのほとんどが近代文書で構成されている。史料群の性格としては、酒造経営に関わる史料が非常に多く残っている一方で土地集積に関わる史料は乏しいといえる。史料の引用に際して記してあるナンバーは、筆者が史料の整理を行なう際に与えたものである。

なお、本稿で定義するところの地域社会とは、人間が日常生活を営むうえて形成する人的ネットワークである。ゆえに、その枠組みは行政的あるいは地理的地域区分には必ずしも規定されず、問題設定次第で様々な広がりを見せるものである。したがって、具体的な本稿での地域社会とは福井家の日常活動を通じて形成される諸々の人的ネットワークであり、明確な範囲を持たず極めて抽象的なものである。

第一章 福井弥平家の沿革と地域社会

第一節 弥平家を取り巻く地域社会の概要

本稿の分析対象である福井弥平家は、滋賀県高島郡大字勝野に株式会社福井弥平商店として平成一三(二〇〇一)年現在その居宅及び店舗を構え、酒造業を営んでいる。現同社代表取締役社長の福井弥平氏は福井弥平家八代目当主であり、滋賀酒販非常勤取締役、高島町教育委員長、滋賀県酒造組合連合会会長などを務めている。

まず、現高島町に関しての行政区画の変遷を略述しておく。現高島町勝野にあたる地域は中世以前には大溝の名称

で呼ばれていた。以後、近世期に至っては大溝町、近代以降は明治五(一八七二)年に大溝町・石垣村・打下村の三ヶ町村をまとめて高島郡第一区とし、明治七(一八七四)年に同区域を勝野村と改称、同三二(一八八九)年には勝野村を大溝村へと改称、同三五(一九〇二)年に大溝村を大溝町へと改称、昭和一八(一九四三)年に高島村および水尾村と合併し、それ以降現在に至るまで高島町の名称で呼ばれている。⁽⁸⁾ 本稿では論及対象としている時期の呼び名でその都度記述する。

大溝は天正六(一五七八)年、織田信澄が郡内中央部に位置する新莊より移入し、大溝城築城以後城下町としての歴史を有するが、近世的な城下町としての形態を備えたのは元和五(一六一九)年分部光信の入封以後のことである。大溝に信澄が築城した理由には、越前方面から京都に上る旅人の道としても古くから利用されていた北国街道上に位置しており、加えて勝野津という湖西の良港を有していたことがあげられる。明治期における勝野村の概要も同様であり、「北国街道中央ニアリテ、道路概ネ平夷、百貨ノ流通自在、殊ニ沿湖ノ地ニ位スルヲ以テ、水路亦運漕ノ便ヲ為」す郡内における水陸交通並びに物流の要衝であった。⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾

第1表は明治一一(一八七八)年における高島郡主要三町村の人口及び戸について示したものである。これによれば、勝野村の人口は二、二二五人であり、「本郡ニアリテ繁栄ヲ占ルモノハ今津・勝野・海津」⁽¹¹⁾と並び称される今津村の一、六八四人及び海津町の一、三五五人に比しても大きいものである。さらにその人口構成の大きな特徴として、商業を生業とするものが一〇七戸あり、全戸数四八〇戸の二二・二%を占めるにいたっていることがあげられる。これは海津町の六・五%の約三倍にあたり、今津村の二二・三%に匹敵するものである。

さらに勝野村の大きな特徴として、人口に対する田地の過少性があげられる。人口二、二一五人に対し田地は九六町四反四畝一二歩であり、単位人口あたりの田地面積はおよそ四畝一〇歩に過ぎないのである。⁽¹²⁾ 第2表は勝野村の農

第1表 明治11年高島郡主要3町村人口・人戸表 (単位：人、軒)

町村名	科目	人口	人 戸				合計
			農	工	商	雑業	
勝野		2,215	156	45	107	—	480
今津		1,684	82	17	87	204	390
海津		1,355	295	20	22	—	337

(出所) 『滋賀県市町村沿革史』第5巻, 917, 949, 970頁より作成。

(注) 勝野村の不足人戸172軒は士族と思われる。

第2表 勝野村農業生産力

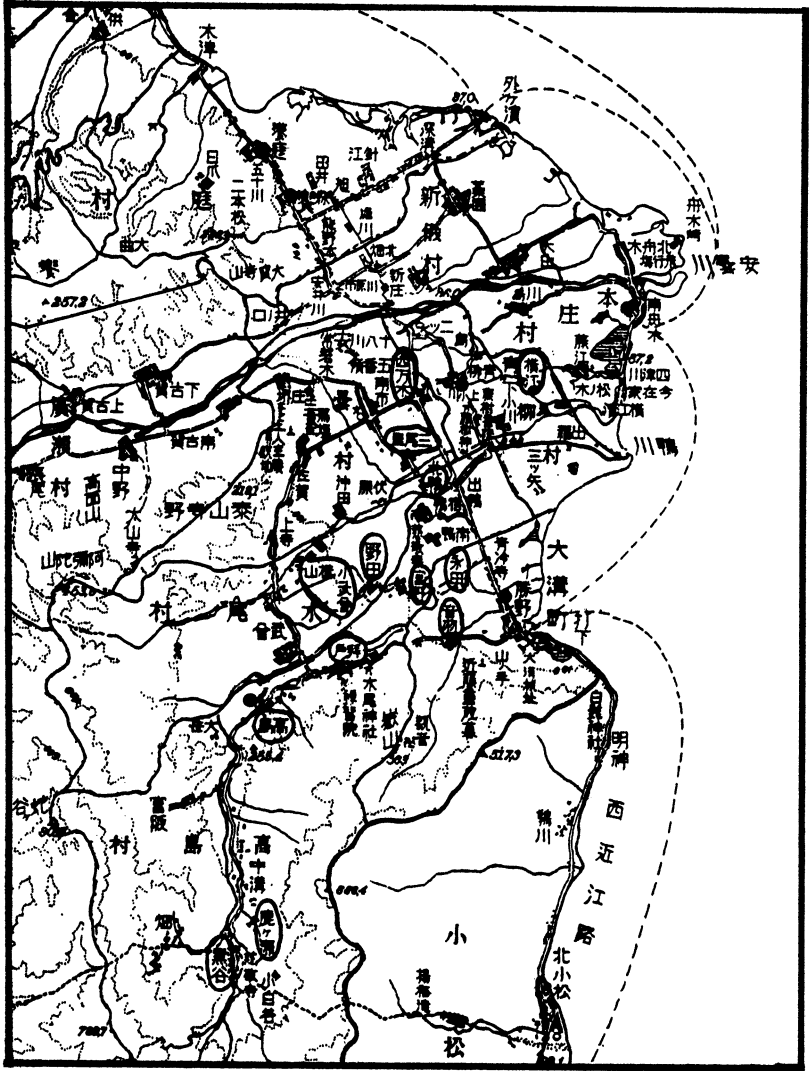
物名	播種地反別	肥料	産額	消費	残(不)	売(買)
粳	町反畝歩 89.6.5.00	石灰・絞粕	石 1,434.4.0	石 2,655.4.0	石 (1,221)	(近村)
糯	3.3.2.04	同	49.8.2	119.8.2	(70)	(同)
大 麦	6.4.5.00	鯁・絞粕	70.1.2	70.1.2		
小 麦	7.2.00	同	5.7.6	5.7.6		
栗	4.5.00	同	3.1.5	3.1.5		
大 豆	2.5.8.00	同	28.3.8	28.3.8		
大 蕎 麦	4.5.00	同	3.6.0	3.6.0		
裸 麦	3.2.00	同	2.2.4	2.2.4		
菜 種			125.0.0		125	大津
			貫	貫	貫	
実 綿			5.800	5.800		
麻			18.000	18.000		
藍 葉			354.400	400	254	湖東各村
葉煙草			23.680	23.680		

(出所) 『滋賀県市町村沿革史』第5巻, 918頁

業生産力及びその需給構造を示したものである。勝野村の粳米生産量は消費量二、六五五石四斗のうち一、四三四石四斗を占めるに過ぎず、その不足分の一、二二一石は、やや離れて位置する鹿ヶ瀬村、黒谷村の二ヶ村を含む周辺一三ヶ村にその供給を頼っているのである(第1図)。

このことは糯米に関しても同様のことが指摘できるのである。

くわえて、菜種などについてみれば、勝野村で産出されたものは大津が販売先となっており、さらに同村は周辺村からの菜種の集散地ともなっている。事実、川南部全二八ヶ村のうち一三もの村がその菜種の販売先を勝野



第1図 勝野村への粳米供給地

图中曲線で囲った地域が勝野村への粳米供給地である。

村としており、その販売量は一、一五二石八斗五升にも上るのである。その他にも大豆、蕎麦、実綿、麻、藍葉、炭等についても勝野村を販売先としている村が数ヶ村ずつある。勝野村においてこれらのうち炭以外は自給が達成されており、他の地域へ出荷されていたことは想像に難くない。そのことは勝野村が船一四五隻及び荷車六二輛もの周辺地域に類を見ない交通手段を擁していることから明らかである。また、高島郡下において維新以後に発展した工業生産物に高島縮と呼ばれる木綿縮があるが、勝野村におけるその生産量は一、五〇〇反に上り、京都方面へ販売している。そしてさらに、周辺の七ヶ村からも合計三、一九五反の木綿縮を集荷しているのである。このように勝野村は米穀を含む農産物の供給を周辺村に大きく依存する一方で、周辺村からの農工産物の集散地としても機能していたのである。

これらのことから明治期における勝野村の概要としては、「人口多クシテ田圃少ク、為メニ食料ハ供給ヲ他ニ仰⁽¹³⁾」ぎ、「実ニ本郡繁栄ノ地ニシテ商戸アリ、雑貨ヲ鬻、郡邑ノ需要ニ供ス⁽¹⁴⁾」る郡下最大規模の旧城下町としての性格を依然として有していたといえよう。

第二節 弥平家の出自及び初代弥兵衛

福井弥平家はその屋号を芳弥といい、芳野屋一統を名乗る商家の宗家である福井三四郎家（屋号・芳三）の第二分家である。福井宗家である三四郎家はその始祖を福井左近右衛門（法名・東齋）とするが、福井一統の出自は明らかにし得ない。⁽¹⁵⁾『高島郡誌』及び『高島町史』によれば、福井氏並びに中西氏は織田信澄が大溝へ移ったのち大溝城下へ招かれ、屋敷地と所領を宛がわれたが、その先祖に関しては詳らかではないと記述している。それに加えて、『高島町史』には中西並びに福井の両氏は信澄の有力被官であったとも記されている。福井宗家の第一分家は初代三四郎

の頃である。市兵衛の一男として生を受けた三四郎は福井宗家を相続するのであるが、そのことについての記述が次の史料⁽¹⁶⁾に見られる。

法名教安

寛延貳年^己六月廿八日八ツ半時死去

十福井三四郎

年八十三

法名東齋当家元さう^う代々さうりやう男子也

市兵衛ノ一男也、主ハ別家ニ成リ市兵衛ノ五男権九郎ニ左近右衛門家ヲ渡し親分ニ成リ其派ニツニわかつ、別家之家弥兵衛也^(カ)、一男ヲ佐次右衛門と申候、三男乙吉元祖名跡參ル者也

三拾三廻忌天明元^辛 丑歳勝野町弥兵衛ニ而勤之^(カ)

男子 佐次右衛門

同 弥 兵 衛

同 乙 吉

これによれば、三四郎は市兵衛の一男として生まれ、福井宗家始祖である東齋以来の直系の家督相続者である。三四郎は家督を相続すると同時に、本家名跡である「左近右衛門」を弟である五男の権九郎に譲り、親子関係を結んで三四郎家―左近右衛門家間で本家―分家関係をここに成立させたのである。また三四郎の二男に弥兵衛の名が見える。この弥兵衛が弥平家の初代弥兵衛である。そのことを示すのが次の二つの史料⁽¹⁷⁾である。

寛政二^庚 戌年二月廿七日午刻往生

教安事福井佐次右衛門次男

○ 釈教貞 初代弥兵衛事

若名甚兵衛
母北比良村 福田寺息女

寛政二庚戌年二月廿七日午剋往生

初代 釈教貞 行歳七十四歳

俗名弥兵工

福井佐二右衛門次男

幼名甚兵工分家ス母比良福田寺娘

この佐次(二)右衛門は三四郎の一男特定個人を指すのではなく、三四郎家の名跡と考えられる。その理由は第一に三四郎の一男の佐次右衛門には男子二人、女子一人の子どもが確認できるが、その中には弥兵衛或いは甚兵衛の名前は見うけられないことである。⁽¹⁸⁾第二に三四郎の法名は教安であるが、三四郎の一男の佐次右衛門の法名は教染であり、史料の記述とは合致しないことである。以上二点のことから、この史料に記された佐次(二)右衛門は三四郎家の名跡であり、三四郎の長男特定個人を指しているわけではなく、その意味するところは三四郎本人と考えられるのである。ゆえに先の史料に記されている弥兵衛が三四郎の次男であり、弥平家の初代であると考えられるのである。

第三節 弥平家の分家・創業と近世期の経営

弥平家の分家の詳細な年次は明らかではない。ただし酒造業の創業は寛延年間（一七四八―一七五二）であり、分家も同時期になされたと考えてよいであろう。⁽¹⁹⁾

近世期における弥平家の酒造経営の詳細は史料的制約により明らかにし得ない。ただし、福井弥平家文書「酒地車 税区学費記」（No.13-1）の中に同家の近世期における酒造規模を鳥瞰できる次の記述がある。

酒造石高調書

株高貳百三十石

天明八申年書上高貳百三拾石

文化元子年書上高百拾五石

天保四巳年以前迄之造高

一 酒造米高百拾五石

右ハ去ル慶應四^戌辰年八月、京都太政官ヨリ旧大溝藩江御達之儀有之候ニ付、書上ケ之写、委細仲ケ間記録帳ニアリ

酒 税 口

明治五年壬申五月十四日犬上縣方酒造調書差出シ可申旨被仰付書上ノ写シ
嘉永貳酉年京都御番所ヨリ御改御鑑札御下ケニ相成候

一 酒造米高百拾五石

此御冥加銀拾六匁七分九厘也

右者去ル嘉永式酉年と明治元辰十月迄年々御冥加銀上納仕来り候処、御一新二付旧大溝藩ヨリ御改札ニ相成、左ノ通被仰付候

旧大溝藩改

一 酒造米高百拾五石

此御鑑札料金式拾三兩也

石高百石ニ付式拾兩ツ、ノ刻ナリ

此節造高五石マデ増石御聞届可相成旨御達ニ付、当方而已願

明治元辰年

酒造増石高五石

此上納金五兩

合上納金式拾八兩

(後略)

この記述によれば、天明期における福井家（以下、特に断らない限り弥平家のことを指す）の酒造株高は二三〇石である。酒造米高については天明八（一七八八）年には株高通り二三〇石を記録しているが、文化元（一八〇四）年には一一五石とその酒造規模を大幅に縮小している。またそれ以後酒造米高が天保四（一八三三）年まで上昇した様子は

なく、明治元（一八六八）年に至って五石の増石をみるまで一定であったようである。

同家が天明八（一七八八）—文化元（一八〇四）年の間に、その酒造規模を大幅に縮小しなければならなかった原因は明らかではない。また同家が以後明治元（一八六八）年に至るまで、酒造米高の増石をみなかったことについても、経営構造上の問題は明らかにし得ない。ただしその外部要因として、文化三（一八〇六）年の「勝手次第酒造商売可仕旨之御触」が出たことによる酒造業界への参入障壁の緩和が考えられる。⁽²⁰⁾この参入障壁の緩和は「素人酒造之者」と呼ばれる新規酒造家の勃興をもたらすと同時に、高島郡を含む四郡の旧来酒造株仲間の経営を圧迫したのである。福井家もこのことと当然無関係ではいらなかったであろう。

また、近世期の福井家は金穀貸付業及び書物の貸付も行っていたが、それらは余業程度に過ぎなかったようである。⁽²¹⁾福井家の近世期における土地所有も史料的制約により明らかにし得ない。唯一その手掛かりとなるのが、明治八（一八七五）年の土地所有状況である。同年の福井家の所有地所反別は三町八反四畝二五歩であり、⁽²²⁾近世期の福井家の経営は零細な地主兼営型酒造経営であったと思われる。

第二章 明治期における福井弥平家の社会的地位

第一節 五代弥平の略歴と地域社会への貢献

福井家は寛延年間の創業以来慶應四（一八六八）年まで四代を数えた。しかし、四代弥兵衛は三〇歳という若さで没したこともあってか、家督相続に耐えうる嫡男を儲けることは叶わなかった。ゆえに福井家は四代弥兵衛の時、娘である「さと」に初めて他家より養嗣子を迎えることになる。この養嗣子が、若くして五代弥平を襲名し、「若年家

第3表 五代福井弥平履歴

嘉永三年一月十一日生 大正十年三月十六日没

慶応3年	福井家へ養子入り
明治7年9月	勝野村戸長（一明治10年）
明治8年7月	第十一区区长
明治9年3月	徴兵召集中議員
明治9年11月	第十一区区长（一明治10年10月）
明治12年3月	高島郡県会議員（一明治14年6月）
明治13年9月	鴻溝学校学務委員（一明治14年4月）
明治15年5月	高島郡県会議員
明治17年2月	高島郡勝野村勸業委員（一明治18年8月）
明治17年2月	勸業諮問会員（一明治19年3月）
明治20年4月	高島郡町村連合衛生会員
明治20年5月	高島郡勝野村勸業委員（一明治20年10月）
明治20年11月	高島郡所得税調査委員（一明治21年7月）
明治21年5月	高島郡教育会員
明治22年4月	大溝村村長（一明治23年2月）
明治23年5月	大溝小学校学務委員（一明治23年11月）
明治24年6月	大溝小学校学務委員
明治24年6月	高島郡所得税調査委員（一明治35年6月）
明治26年4月	破産管財人
明治36年1月	大溝小学校校舎建築につき建築委員
明治36年2月	大日本赤十字社滋賀県支部協賛員
明治36年	破産管財人
明治40年1月	株式会社滋賀農工銀行取締役
明治44年2月	株式会社滋賀農工銀行頭取
大正2年1月	株式会社滋賀農工銀行頭取（一大正5年1月）
大正5年1月	株式会社滋賀農工銀行取締役

（出所） 福井弥平家文書「履歴書」No. 29-6-1, 布施整亮編『現代滋賀縣人物史』乾卷（1919）39～41頁より作成。

ヲ嗣キ、勤儉産ヲ興シ、公共ノ事ニ尽シ、郷党ノ重ンズル所トナル⁽²³⁾と称えられ、本稿の分析対象となる明治期の福井家を担った人物である。第3表は五代弥平の略歴をまとめたものである。これをもとに、五代弥平の人物史を『現代滋賀縣人物史』乾卷（二九一九）の記述にも依拠しながら辿ってみることにする。

五代弥平は嘉永三(一八五〇)年一月十一日、現在の高島郡新旭町旭⁽²⁴⁾において、横江彦左衛門の三男としてその生を受ける。旭村は明治一一(一八七八)年において世帯数一八三軒全てが農家であり、横江家も先祖代々農民の家系であるが、その経営規模は定かではない。⁽²⁵⁾五代弥平は幼少時に寺子屋教育を終了した後、慶應三(一八六七)年に一八歳で福井家の養子となった。その翌年には沿湖一帯の水害に遭う困難の中、同年六月に養父(四代弥兵衛)及び養祖母(三代弥兵衛妻なか)が相次いで没する。ここに若くして五代弥平は一身に福井家を背負うことになる。以後の福井家の経営については後述するのでここでは触れない。

五代弥平は福井家の家督を相続して後、地域の有志として行政、教育、及び勸業にも積極的な関わりを見せる。

行政については、明治七(一八七四)年(二五歳)に勝野村戸長に就任し、これを明治一〇(一八七七)年(二八歳)まで勤める。さらに高島郡県会議員に明治一二(一八七九)年(三〇歳)および明治一五(一八八二)年(三三歳)と二度にわたって当選を果たしている。また明治二二(一八八九)年(四〇歳)には初代大溝村村長に就任し、明治二三(一八九〇)年(四一歳)まで勤めている。⁽²⁶⁾

教育については、明治一三(一八八〇)(三二歳)―同一四(一八八一)年(三三歳)に鴻溝⁽²⁷⁾小学校学務委員を勤め、明治二一(一八八八)年には高島郡教育委員会にその名を列した。また明治二三(一八九〇)年(四一歳)及び明治二四(一八九二)年(四二歳)に大溝小学校学務委員に就任している。その他には明治三六(一九〇三)年(五四歳)に大溝小学校校舎建築の為の建築委員を勤めている。

また勸業については、明治一七(一八八四)(三五歳)―同一八(一八八五)年(三六歳)に高島郡勝野村勸業委員就任、明治一七(一八八四)(三五歳)―同一九(一八八六)年(三七歳)にその名を勸業諮問会員に列している。また、明治二〇(一八八七)(三八歳)―同一二(一八八八)年(三九歳)、明治二四(一八九二)(四二歳)―同一三(一九〇二)年(五三

歳)には所得税調査委員を勤めている。くわえて、明治三一(一八九八)年(四九歳)の時点においては株式会社近江貯金銀行監査役を勤め、さらに明治四〇(一九〇七)年(五八歳)に株式会社滋賀農工銀行取締役就任、明治四四(一九一一年(六二歳))に同行頭取就任、大正二(一九一三)年(六四歳)にはさらに再選され、大正五(一九一六)年(六七歳)には取締役に再び就任している。

また、その他には高島郡町村連合衛生会員や大日本赤十字滋賀県支部協賛員、破産管財人としても地域社会に貢献している。このように五代弥平の人物史を概観してみても、五代弥平が地域社会の中核的存在の一人として、その維持発展に大きく寄与してきたことは明らかである。

以上のように、明治期の地域社会において大きな役割を果たしてきた福井家であるが、その資産家としての資力はどの程度のものであったのかをみていくことにする。

第二節 弥平家の資産家としての位置づけ

第4表は明治四三(一九一〇)年における高島郡下の所得金高別資産家数を示している。高島郡下における最高所得額者は剣熊村の栗津仁蔵(所得金額五千五百円以上六千円未満)⁽²⁸⁾であり、一万円を超えるような突出した大資産家は存在しない。⁽²⁹⁾福井家は五代弥平が等級二一であり、郡下第二位の所得額である。また、万寿吉(六代弥平)も等級二二でその名を列している。⁽³⁰⁾また地主としても、明治三一(一八九八)年調べでは所持地所地価額一万二、五〇八円六一銭で郡下第三位の大地主として認められている。⁽³¹⁾福井家は突出した大資産家ではなかったにしろ、郡下においては指折りの資産家であったのである。

さらに同家の資産家としての位置づけを計る指標として子弟教育や姻戚関係があげられる。まず五代弥平の子弟教

第4表 明治43年高島郡所得金高別資産家数

等級	所得金額		件数
	円以上	円未満	
9 以上	6,000		0
10	5,500	6,000	1
11	5,000	5,500	1
12	4,500	5,000	0
13	4,000	4,500	1
14	3,500	4,000	1
15	3,000	3,500	1
16	2,500	3,000	8
17	2,000	2,500	17
18	1,500	2,000	37
19	1,000	1,500	16
20	900	1,000	16
21	800	900	27
22	700	800	39
23	600	700	79
24	500	600	154
25	400	500	267

(出所) 『都道府県別資産家地主総覧 滋賀編和歌山編』59～63頁より作成。

神学部を卒業し牧師になっている。三男の周蔵は名古屋第八高等学校を卒業後、京都帝国大学法学部を卒業している。四男の義一は京都第三高等学校を卒業後、京都帝国大学法学部を卒業している。⁽³⁵⁾

また姻戚関係についても略述しておく。五代弥平の子女は「威な淑女の教養を受け、女芸道修得の為に京都に遊⁽³⁶⁾」んでおり、長女の「のぶ」は伊香郡塩津村の平塚敏之亮に嫁いでいる。平塚家は、先祖累代農業を職業としており、近世においては代々庄屋を勤め、名字帯刀を許されてきた家柄である。敏之亮は明治九(一八七六)年に生まれ、明治三二(一八九八)年には郡会議員に当選、その他にも区長や村議を勤めた人間である。⁽³⁷⁾ 明治四三(一九一〇)年の所得額は一、五〇〇円以上二、〇〇〇円未満の一八等級に序列されており、名実ともに地方の名家であったといえる。

育から検討する。五代弥平は四男三女の子どもを儲けている。長男の万寿吉は滋賀県立商業高等学校を卒業した後、東京の英語学校で二年間修学している。具体的には、築地学校⁽³²⁾、欧文正鶴学館、そしてイーストレーキー博士のもとで実業目的の英語を勉強している。⁽³³⁾ さらに、明治二八(一八九五)年八月にはイーストレーキーに同行して渡米する予定もあったが、実現したかどうかは定かでない。⁽³⁴⁾ 他の子弟については以下のような学歴である。次男の邦蔵は神戸高等商業学校卒業後、同志社

次女の「こと」は大溝町中田正幹に嫁いているが、中田家についてはその職業、資産を明らかにしえない。三女の「すゑ」は同族である大溝町の福井文治郎に嫁いている。⁽³⁹⁾ 福井文治郎は、明治四三（一九一〇）年の所得額が二、五〇〇円以上三、〇〇〇円未満の一六等級に序列されている。また四男の義一は下郷伝平の三女「歌子」の婚養子となっている。⁽⁴¹⁾ 下郷家は近江の代表的な資産家の一つであり、明治四三（一九一〇）年の所得額は七、〇〇〇円以上七、五〇〇円未満の七等級に序列されている。当主である下郷伝平は京都第三高等中学を卒業したのち慶応義塾で学んでいる。学業終了後、実業方面では滋賀県輸出蚕糸同業組合長、大日本蚕糸会滋賀県支会長に推挙されているほか、近江製糸株式会社社長、仁寿生命保険会社社長、京都信託株式会社社長を始め経済面での活躍は目覚ましい。また、先代伝平ともども貴族院議員に当選し、先代は従七位、当人は勲四等に叙せられるなど、その活躍は多方面に渡っている。⁽⁴³⁾ その他、万寿吉は妻に大津市の七里定嘉の娘「さだ」を迎えている。「さだ」の実父である七里定嘉のことについては詳らかではない。しかし、その後を継いだ七里定雄は、満州国株式会社嘱託新裕利金廠総理を勤め、明治四三（一九一〇）年の所得額は一、五〇〇円以上二、〇〇〇円未満の一八等級であり、相應の資産家であったことが窺える。以上のように、五代弥平の子女が結んだ姻戚関係の中には、相應の資産家がその名を連ねているのである。

右に見てきたように、明治末期の福井家は所得額において郡下第二位であり、その子弟教育や姻戚関係の構築にみても地域屈指の資産家としての性格を明確に現していたといえる。しかし、福井家は明治の初めからこれほどの資産家であったわけではない。先述した通り、近世期においての福井家は零細な地主兼営型酒造家であり、明治初年においても酒造米高百石程度、地所所有反別四町程度でしかなかった。そこで以下、このような成長を遂げた明治期における福井家の経営を概観していくことにする。

第三章 明治期における福井弥平家の経営

第一節 弥平家の経営総体

明治期における福井家の経営は、史料的制約により明治全期を明らかにし得ない。現存する史料で概観できるのは、明治一〇(一八七七)年及び明治三三(一八九〇)―同三七(一九〇四)年のみである。それを示したのが第5表である。福井家の経営は主に酒造経営、金銭貸付、地主経営の三本柱と明治三〇年代以降は株式・公債投資を加えた四部門によって成り立っている。ただし、株式・公債投資は史料的制約によりその所得を確定できないので、ここでは酒造経営・地主経営・金銭貸付を重点的に見ていくことにする。

特徴としては地主経営所得の大きさがあげられる。明治一〇(一八七七)年こそ総所得の二〇%強を占めるに過ぎないが、明治二三(一八九〇)年以降で見れば、その比率は実に五四・六%から一二五・八%にも上っているのである。さらに酒造経営が不振であった年は補買いにより、酒類販売経営所得を拡大することでその所得減を補っている。総所得についてみれば、明治一〇(一八七七)年には七〇〇〇円に満たなかったものが、明治二四(一八九二)年には二、〇〇〇円弱にまで上っている。また明治二七(一八九四)年には三、〇〇〇円を初めて超え、明治三〇(一八九七)年には三、五〇〇円に達している。このように、明治一〇年代及び同二〇年代の福井家経営総体は成長過程にある。しかし、それ以後、明治三七(一九〇四)年まで大幅な変動を経験しながら、総体として停滞あるいは微衰の傾向にあるのである。さらに先述した通り、明治四三(一九一〇)年の所得は五、〇〇〇円以上五、五〇〇円未満を記録しており、明治三八(一九〇五)―同四三(一九一〇)年間にもう一段階の成長があったとしてよい。

そして明治一〇年代、及び同二〇年代の経営発展を支えたのは、地主経営の急成長と金銭貸付の成長であった。地

第5表 福井家経営総体

(単位：円，%)

科目 年次	酒造所得	*1商業所得	金銭貸付所得	土地貸付・農業所得	株式・公債 配当金	その他	総所得
明治10	175.178(25.6)	—	367.869(53.8)	140.707(20.5)	—	—	683.754
明治11	—	—	—	—	—	—	—
明治12	—	—	—	—	—	—	—
明治13	—	—	—	—	31.500(—)	—	—
明治14	—	—	—	—	66.500(—)	—	—
明治15	—	—	—	—	70.000(—)	—	—
明治16	—	—	—	—	71.750(—)	—	—
明治17	—	—	—	—	57.750(—)	—	—
明治18	—	—	—	—	28.000(—)	—	—
明治19	—	—	—	—	17.500(—)	—	—
明治20	—	—	—	—	3.500(—)	—	—
明治21	—	—	—	—	—	—	—
明治22	—	—	—	—	—	—	—
明治23	415.000(21.9)	3.000(0.1)	400.000(21.1)	1,069.000(56.4)	—	—	1,893.000
明治24	195.000(9.7)	20.000(1.0)	450.000(22.5)	1,332.000(66.7)	—	—	1,997.000
明治25	395.639(16.8)	—	480.000(20.4)	1,469.272(62.6)	—	—	2,344.000
明治26	341.651(13.6)	2.220(0.0)	544.000(21.7)	1,606.234(64.2)	—	—	2,500.136
明治27	284.730(9.3)	62.591(2.0)	1,000.000(32.8)	1,680.142(55.1)	19.884(0.6)	—	3,047.347
明治28	459.388(14.7)	5.100(0.0)	900.000(28.9)	1,703.534(54.8)	27.500(0.8)	10.000	3,105.552
明治29	268.469(8.7)	4.050(0.1)	990.178(32.4)	1,668.867(54.6)	111.366(3.6)	10.000	3,052.930
明治30	33.179(0.9)	150.030(4.2)	937.866(26.7)	2,168.074(61.7)	210.250(5.9)	10.000	3,509.399
明治31	350.186(9.9)	54.999(1.5)	774.829(22.1)	2,322.543(66.3)	—	—	3,502.557
明治32	-833.08(—)	358.402(12.9)	687.175(24.8)	2,551.437(92.3)	—	—	2,763.934
明治33	*2 1,013.828(—)	149.500(9.0)	394.022(23.9)	2,071.816(125.8)	—	45.000	1,646.510
明治34	*3 —	—	408.710(13.1)	2,682.502(86.4)	—	10.000	3,101.212
明治35	—	306.543(8.6)	306.300(8.6)	2,905.153(82.3)	—	10.000	3,527.996
明治36	*4 -552.792(—)	75.337(1.9)	409.804(10.8)	2,998.591(79.3)	—	10.000	3,779.920
明治37	*5 186.000(6.1)	—	380.520(13.3)	2,470.148(86.6)	—	—	3,036.668

*1 商業とは桶買いによる酒類販売のことである。

*2 腐造

*3 七月十九日調査において「税務属六拾五円ト云フモ本年酒造失配ニ付申訳ニ拾円差遣ス」とあり。

*4 酒造業収益は-552.792円であるが「右之通りナルモ酒秋売ニ於見込ヲ立テ」とあり酒造収益と販売業所得が計上され直している。

*5 酒造業収益は(石数×1)円で算出されている。

(出所) 福井弥平家文書「金銭貸附簿甲号」No. 4-4および所得税関係史料No. 33-1, 33-3~33-16, 33-22より作成。

(注) 括弧内は総所得に占める比率(小数点第二位以下切り捨て)。

主経営所得は明治一〇(一八九七)―同三〇(一八九七)年間におよそ一五・四倍になり、金銭貸付所得も地主経営所得には遙かにおよばないが、同期間におよそ二・五倍になっている。また、総所得に対する各所得の占有率も、データが持続的に得られる明治三三(一八九〇)―同三〇(一八九七)年についてみれば、それぞれ八年間の平均で五九・五%、二五・八%に及んでいる。特に地主経営については、明治三〇年代の酒造経営及び金銭貸付の低迷期にあっても着実にその所得を伸ばしているのである。明治一〇(一八七七)年、及び同二〇年代の酒造経営については、所得額において特に大きな変化はなく、総所得に対する所得占有率は比較的低位であるが、安定した所得をもたらしていたといえよう。

一方、福井家の明治三〇年代の経営停滞をもたらしたのは、酒造経営の不振と金銭貸付所得の低下であった。先ず酒造経営についてみると、明治三〇年代に大幅な総所得減を見せる明治三二(一八九九)・三三(一九〇〇)年は、各々八三三円〇八銭・一、〇二三円八二銭八厘の赤字を計上している。くわえて、酒造経営所得が計上されていない明治三四(一九〇一)・三五(一九〇二)年には、総所得が再び三、〇〇〇円台を計上していることから、酒造経営がいかに総所得を引き下げた原因となっていたかは明らかである。⁽⁴⁵⁾しかし、地主経営による所得が持続的増加を遂げている中で、総所得が伸び悩んでいる原因はそれのみではない。事実、明治三四(一九〇一)・三五(一九〇二)年などは酒造経営所得が計上されていないにもかかわらず、同所得が三三三円であった明治三〇(一八九七)年の総所得と大差がない。そこで次の原因としてあがってくるのが金銭貸付所得の低下である。明治三〇年代の金銭貸付は、その所得額で見れば明治三五(一九〇二)年に底を打つまでほぼ持続的に減少し、以後同水準で安定している。明治三〇(一八九七)―同三五(一九〇二)年の成長率はマイナス六七・三%であり、大幅な減収に陥っているのである。また、その総所得に対する所得占有率を見ても、明治三〇(一八九七)年の二六・七%から最低時には八・六%まで落ち込ん

でいる。このように見れば、金銭貸付は酒造経営のように赤字経営には陥らずとも、その所得額及び総所得に対する所得占有率の低下を来たしており、地主経営の持続的増収を相殺してしまっていたのである。

以上、福井家の明治期における経営を概観してきたが、その特徴をまとめれば次のようになろう。福井家の経営は明治三〇年代を除けば概ね順調な成長を遂げており、その経営基盤は酒造経営、金銭貸付、地主経営によって構築されていた。その中でも、中期以降は地主経営が経営総体の根幹を成しており、同家経営の明治全期の成長を支えたものでもあった。酒造経営の同家の経営総体にしめる役割は、所得額から見ればそれほど大きくはなかった。この点が近世期の同家経営の特徴との大きな相違点である。くわえて、三〇年代の停滞を招いた最大の原因は酒造経営の不振であった。金銭貸付は明治前期から同中期にかけて順調な増収を遂げ、経営総体の成長に一定の役割を果たしたが、明治三〇年代は一転して減収傾向に陥り経営総体成長の停滞の一因となった。つまり、福井家の経営成長の過程は同家の大地主化の過程でもあり、特に明治前半期の土地集積こそが、明治三〇年代の酒造経営不振の中で同家の経営衰退を阻止した最大の要因であったのである。

なお、本節では酒造経営・金銭貸付・地主経営について述べたが、福井家は明治三〇年前後から本格的に株式・公債投資活動を展開している。第5表での株式・公債投資部門の所得は、出所史料の記載からでは明治二七（一八九四）―同三〇（一八九七）年の配当金収入しかわからなかった。また、株式・公債投資の性格として、株価額面と購入価格は必ずしも一致せず、額面どおり購入したにせよ、その払込金は大抵分割納入されることがあげられる。したがって、福井家の株式・公債投資による収益構造を明らかにすることは頗る困難であるが、後述のごとく同家の所有する株式・公債の総額は明治三〇（一八九七）年前後から急速な増加を見せ、最高額は約二万六、〇〇〇円にも上る。明治三〇年代については、約一万円から二万円まで増加しており、同家経営の一端を担うだけの配当金収入をもたらした

第6表 東京市中金貸商金利

元 金 (円)	金 利 (%)	抵 当
2000-1000	18.0	地 券
900-700	20.0	土蔵家作
700-300	28.8	土蔵家作
300-200	62.8	無
200-50	73.0	無
10-	108.0	無

(出所) 福島正夫『日本資本主義の発達と私法』205頁の注(7)より作成。

(注) 金利は年利。

と思われる。

この福井家経営の概要を踏まえて、以降では金銭貸付、株式・公債投資についてさらに詳細に見ていくことにする。

第二節 弥平家の金銭貸付

近代における金銭貸付業は 一般的に高利貸資本運用として認識されている。第6表は明治一二(一八七九)年の東京市中における金貸商金利を示している。

その利率は低いもので年一割八分、高いものでは年一〇割八分にも上るのである。これだけを見ても当時の利率の高騰が窺えるが、その利率の高騰は近世期の利率と比較してみれば一層明確に現れる。近世後期の利率は年一割と規定され、近世を通じて一般的に実施された利率は月一分(年利一割二分)・月八朱(年利九分六厘)であった。⁴⁶⁾ くわえて商業金融の場合、年一割以上の利率は危険視されていたのである。⁴⁷⁾ このような明治初期の利息の高騰と好況による金融の繁忙を背景として、銀行類似会社の勃興を見たことは、当時の資産家にとって金銭貸付業が魅力的な資産運用形態として認識されていたことの証左である。

一方で、それら地方金融から借入を行った農民の生活はどうなったのか。先行研究に従えば、次のようにまとめることができる。明治初期は農民にとって激しい米価変動による生活困窮の時期であった。それゆえ、農民は銀行類似会社あるいは地主・商人金融などに頼らざるを得なかった。それは高利貸しに対する農民騷擾を引き起こし、松方デフレ期には集中的な土地兼併へと帰結するのである。⁴⁸⁾ このように明治前期の地方金融は、その高利率率でもって農民

第7表 貸付金使途抜粋

貸付年	債務者	借金使途
文久1	上小川村	村入用
明治1	K. I	山畑購入
明治5	T	伊勢参り
明治6	M	地租上納
明治8	M	村新水田地買入
明治8	S. Z	肴買商資本金
明治8	N. J	油買商資本金
明治10	伏 樋 仲 間	未詳
明治10	Y. G	馬買入
明治11	O. Z	参宮旅費
明治11	K. S 他3名	耕地買入
明治11	Y. G	馬買入
明治11	戸 長 役 場	猪鹿垣用・堤防用
明治11	Y. Z	水車営業
明治12	O. Z	地租上納
明治12	F. Z	馬買入
明治13	O. K	柴買入

(出所) 福井弥平家文書「金銀貸附出入帳」No. 4-3より作成。

の土地喪失を促したのである。つまり、明治前期の資産家による金銭貸付業は、高利子率による有効な資産運用形態として認識され、自小作農民の土地喪失をもたらしたのである。

しかし、地域社会の中での金銭貸付業はこのような側面を持つ一方で、地域社会秩序の形成と維持という機能を果たす側面を持っていたと考えられる。このような金銭貸付を行うものの多くは、地主や商人といった地方の有力な資産家である。そして、五代弥平の略歴にも見たように、彼らの多くは地域社会の様々な方面でその秩序形成・維持に貢献している⁽⁵⁰⁾。そのような地主や商人が、金銭貸付業に限って上述のような地域社会を疲弊させる性格のみ有していたと考えるのは、あまりに不自然である。つまり、彼等による金銭貸付業には地域社会における何らかの有用性がある

と同時に、都市部に見られるほどには高利子率の設定が成されていなかったという仮説が成り立つのである。そこで、本節では福井家の金銭貸付を例にとり、その地域社会の中で果たした機能について検討したい。

第7表は文久元(一八六二)―明治一三(一八八〇)年間における同家の金銭貸付のなかで、債務者の借入目的が明瞭であり、かつ地域社会にとって有意であるものを抽出したものである⁽⁵¹⁾。その借入金使途には、地租上納から耕地や馬の買入れ、さらに商業資本としての借入や猪鹿垣⁽⁵²⁾・堤防補修

用など多岐にわたっている。そこで、一例として表中の Y・Z への水車営業資本貸付について述べれば、Y・Z はこの貸付を受けることで、一時的に一五〇円もの水車営業資本を調達することに成功している。⁽⁵³⁾ さらに、その利率は年一割二分であった。⁽⁵⁴⁾ 先掲の第 6 表と比較してみれば、その利率がいかに低利であったかも明らかである。

明治期における資金調達法には大きく分けて銀行、無尽講（頼母子講）、銀行類似会社・地主・商人金融の三種類の手段があった。しかし、納税者の八〇%は銀行の利便に預かれず、残りの二手段に依存せざるを得なかった。⁽⁵⁵⁾ また無尽講と銀行類似会社及び地主・商人金融の間には、資金の需給一致という点で銀行類似会社及び地主・商人金融の方にはるかに利便性がある。無尽金融の目的とするところは、村落共同体の相互扶助的救済・宗教的信仰行事・公共的事業であった。それゆえ、需給の一致は無尽設立発起人においてのみ図られ、その他は基本的に籤引きであり、全く射倖的であるとともに最大の欠点でもあった。それを改善する手段として採用されていたのが、けり擷取法や無尽担保金融であった。⁽⁵⁶⁾ そのことから、銀行類似会社や地主・商人金融の方が、個人や小人数の集団にとって金融手段として優れていたことは明らかである。つまり、明治期において庶民が時宜を得た大きな資本を獲得するには、銀行類似会社や福井家のような地主・商人金融に依存せざるを得なかったのである。いいかえれば、銀行や無尽講が庶民に対して必要なときに必要なだけの資金を供給しない中で、福井家のように必要な資金を即時に供給できる金銭貸付業者の存在は、地域社会における円滑な資金調達手段としての機能を担っていたといえるのである。

さらに、福井家から資金調達して起こした事業等が失敗しても、才覚あると認められた者は同家によって抱え込まれ、地域社会の中で更生していく場合もあった。羽田清太郎の事例⁽⁵⁷⁾がその場合に当る。その概要は次のごとくである。羽田は明治一四（一八八二）年以降、鬢付油練職の起業資金を主として、福井家から四七九円九三銭の借入を行ったが、明治一七（一八八四）年一月には廃業に陥り福井家に召し抱えられる。その後、福井家から度重なる貸付を受け

ながらもその負債は給金によって相殺され、明治三〇（一八九七）年には五〇〇円を超える給金超過分が生じるに至る。また、羽田はその才覚を遺憾無く發揮し、福井家の発展に大きく寄与することになる。明治三〇（一八九七）年にはその功績が認められ、五〇〇円の贈与を受けて福井家所有の債権一〇〇〇円分を獲得するに至る。さらに家屋敷道具一式を贈与され、別家を許されるのである。そのことは年給が大きく上がっていくことや次の史料からも窺える。⁵⁸

明治十七年入勤以来歳ヲ経スル事茲二十有三ニ及ブモ、永年一日ノ如ク専心当家ノ為メニ尽シ、其間非常ノ難事ニ際会スルモ倦マス撓マス精励事ニ当リ、以テ当家ノ力トナル、其功績誠ニ少シトセス、依テ別紙目錄書ノ通り贈与シ、以テ謝意ヲ表ス、尚将来益々勉勵一家ノ隆盛ヲ計リ、愈々当家ノ為メ力ヲ致サンコトヲ希望ス

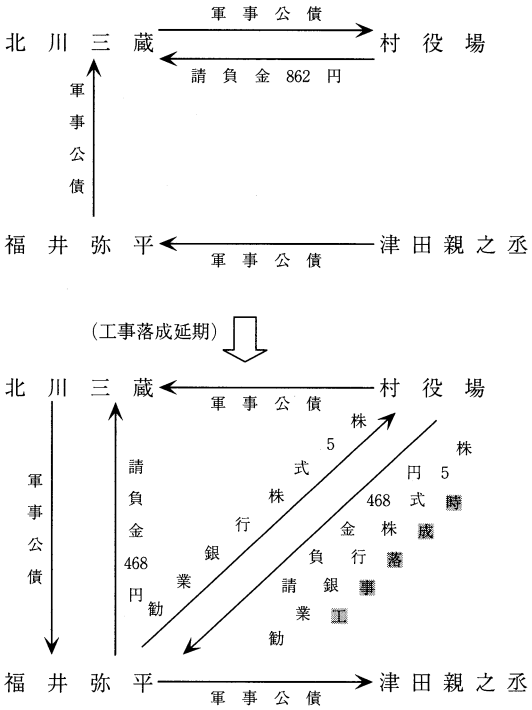
明治三十年三月廿一日

五代芳野屋 福井弥平

羽田清太郎殿

このような一連の過程は、福井家が経済的困難に陥ったものに対して、同家に雇用されることにより経済的更生を図るという手段を供給していたことを示すのである。

また、地域社会における公共性をともなう資金調達の場合は、寄付や無償貸付があるが、福井家の公共事業や神仏関係への寄付は明治一一（一八七八）―同一八（一八八五）年間で七五円九五銭に上る。⁵⁹以下、表彰を受けた寄付について略述する。公共事業関係では、明治二五（一八九二）年一月に今津警察署大溝分署建築費中へ二〇円寄付により表彰されている。教育関係では、明治九（一八七六）年二月・明治一〇（一八七七）年二月に、一〇円・二〇円の



第2図 大溝小学校校舎新築人物相関図

(出所) 福井弥平家文書「大溝小学校々舎建築北川三蔵請負金請渡控」No. 29-3-37より作成。

三蔵へ大溝小学校校舎新築工事を依頼しているが、その折に契約保証金の提出を要求するのである。その契約保証金として無記名軍事公債証書を津田親之丞から福井が借入れ、それを北川三蔵へ転貸するという形式をとっている。そして得た保証物を契約保証金として役場へ提出しているのである。このように福井が保証物借入れのパイプ役を果たすことで、無事に着工にいたっているのだからである。その後、北川三蔵は保証物である無記名軍事公債を返却する必要がある。それ以後の経緯については以下の史料によく現れている。

鴻溝学校資寄付により表彰、明治二二(二八八)年七月には安井川小学校校舎買入費中へ二〇円の寄付により表彰、明治三四(二九〇)年五月には大溝村教育費として一五円寄付により表彰を受けている。⁽⁶⁰⁾このように福井家は地域社会事業に少なからず寄付を行っている。無償貸付については、明治二九(二八九六)年大溝小学校校舎新築に関する事例がある。その構図は第2図に示した通りである。大溝村は明治二九(二八九六)年八月に、大工である北川

契約証

一日本勸業銀行株式 五株

此払込総額金貳百五拾円也

拙者義明治二十九年八月大溝小学校々舎建築工事請負ヒタル際、契約保証金ノ為メ他ヨリ公債證書借入レ大溝村長へ差出シ置候處、落成期延引ニ付、今般貸主ヨリ右公債證書返却方ヲ督促セラレ困難ノ場合、前記株式五株拙者ニ代リ御差入レ被下候事確実也、付テハ工事請負金壹千參百參拾円ノ内本日迄ニ受取りタル金八百拾貳円ヲ差引キ、残額金四百六拾八円ハ成功ニ応シ時々拙者ニ代リ御役場ヨリ御受取被下、別紙記載ノ通り未済諸仕払ヲ被成下候事ヲ委任致候、尤モ工事ハ取急キ落成シ、右保証物速ニ貴殿へ返還相成候様勉強可仕ハ勿論、万一諸払ニ違算相生シ候トモ、拙者并請人ニ於テ弁償シ、貴殿へ決シテ御迷惑相掛申間敷候、証仍テ如件

明治三十一年壹月廿七日

高島郡大溝村大字勝野

北川三藏印

請人 船木梅吉印

同郡同村大字同

福井弥平殿

この大溝小学校校舎建築工事は落成が延期しており、契約保証金である軍事公債の貸付期限が経過してしまっている。それゆえ、北川三藏は軍事公債の返却に迫られ、新たな保証物の提出に窮しているのである。この状況に際し、

福井家が勸業銀行株式五株を役場側へ提出することで、引き続き工事の継続を促しているのである。それにくわえて、役場と北川三蔵の中に入り、工事請負金の決済を速やかにするよう会計役をも果たしているのである。このように、北川三蔵が保証物としての軍事公債を獲得するためのパイプ役を果たし、またその返却に迫られた後は、自らがその保証物を提供している。⁽⁶²⁾ 小学校校舎建築という地域公共事業を円滑に進めるうえで、福井家の果たした役割は非常に大きかったのである。

これまでに福井家の金銭貸付が、地域社会における円滑な資金調達機能を担い、また経済的更生の一手段を供給していることを検討した。だが、ここで問題として上がってくるのはその利子率である。たとえ、同家の金銭貸付が地域社会の中で必要とされる資金を供給できたとしても、それが返済できないような利子率を付されたものであるならば、円滑な資金調達手段として機能していたとは言い難い。先掲のY・Zの水車営業資本貸付事例では利子率は年一割二分であり、決して高利とはいえないことを示した。これが同家の行った貸付全般に当てはまることを検討しなければならぬ。

そこで、明治前期における同家の設定利子率を集計したものが第8表である。明治前期の同家による金銭貸付の最高の利子率は月二% (年二四%) であり、その一方で無利子貸付も存在する。月二%の利子率は明らかに高利貸の性格を有しているが、月一・六%以上の利子率は貸付全体の中では極めて少数である。また、このような利子率の設定基準も明らかでない。貸付利子率の総体としては、大別して月一% (年一二%) ・一・二五% (年一五%) ・一・五% (年一八%) の三通りであり、決して高利であるとはいえない。くわえて、この利子率は周辺の貸付業者の利子率とも類似しており、地域的に類似した利子率が設定されていたのである。⁽⁶³⁾ このことは福井家を含む周辺地域における金銭貸付業者が、高利を設定していなかったことを示すのである。また、同家の貸付の中には無利子貸付や元利減免処置が

第8表 福井家金銭貸付利率集計

(単位：%，件)

年次 利率	利 子 率 別 貸 付 件 数																	
	明治1	明治2	明治3	明治4	明治5	明治6	明治7	明治8	明治9	明治10	明治11	明治12	明治13	明治14	明治15	明治16	明治17	明治18
不明	1		6	5	14	12	12	12	13	13	16	14	15	11	18	19		18
0						2				4	3	2			2	2	2	3
0.4														1				
0.5											1	1	1	1		1		
0.7											1							
0.8	1										1							
0.93											2							
1		3	4	4	4	9	7	6	12	20	26	20	20	23	18	16	16	6
1.1											2	3	5	7	3	1	1	
1.2												1	3	1	1			
1.25			3	2	3	10	26	32	31	54	70	86	105	91	47	21	22	22
1.3					1	1	2	1						35	18	3	3	4
1.325														1	1	1		
1.35														22	16	4	3	2
1.375																	1	
1.4														6	5	2	1	
1.5		1	3	10	14	10	3	1	4	5	5	2	2	39	139	153	119	78
1.6															19	16	9	6
1.7															1			
1.75															2	2	1	
2										1	1				2	1	1	1
*9										1	1	1	1	1				
*10		1	2	1		1	3	3	4	2	2	2		1		2	2	4
*12										1	2	2	2	2	2			
*15						1	1	2	1	2	1	1	1	1	1			
その他									2	1	1	1	1	4	3	1	1	

(出所) 福井弥平家文書「金銀貸付出入帳」No. 4-3より作成。

(注) 利率は月利，*を付したものは年利。

第9表 福井家金銭貸付元利減免件数 (単位：件)

年 度	減免件数
明治 1	0
明治 2	0
明治 3	1
明治 4	1
明治 5	3
明治 6	2
明治 7	2
明治 8	7
明治 9	5
明治10	2
明治11	8
明治12	3
明治13	5
明治14	7
明治15	5
明治16	3
明治17	4
明治18	4
明治19	3
明治20	9

(出所) 福井弥平家文書
「金銀貸附出入帳」
No. 4-3「金銭貸附簿
甲号」No. 4-4より作
成。

あることにも着眼したい。第9表は明治前期における福井家の元利減免処置の実施件数をしめしている。件数はそれほど多くはないが、減免がほぼ毎年実施されているのが確認できる。ただし、無利子貸付も元利減免処置も全貸付人のなかで占める割合は僅かであるので、福井家の貸付が基本的に利貸経営であることに変わりはない。しかし、特⁶⁴に無利子貸付などは同家の金銭貸付において何ら収益性を持たず、また同家の元利減免処置の一部は救済的な性格を窺わせる。その救済的な一例として以下の史料をあげる。

第八区田中村

八番屋敷住

H・Y殿

請人

羽田萬治郎殿

積立口

割印第十三戸長奥印

岸田与八殿

明治八年乙亥十二月九日

一金六拾五円也

此利足壹ヶ年 上米四俵壹斗三升三合

至明治十三年辰十二月廿日限

……(中略)……

明治十四年マテ

滞利米メ拾俵ト七斗九升八合

此代金三拾円ト見ル、極底価ナリ

右元利合金九拾五円也

内六拾五円午三月廿五日請取

引メ利金三拾円也

内拾円先年来長病ニ付見舞トシテ遣ス

拾円段々渋難ニ付、此後仕法講取続人ト見込ノ趣ニ付、掛捨トシテ遣ス

引テ拾円三月廿九日請取

用捨遣ス

この貸付契約は利子米納の条件で締結されており、明治九(一八七六)―同一四(一八八二)年までの利息は年に四俵一斗三升三合であったから、利息米合計は二四俵と七斗九升八合になる。つまり、福井家は明治一四(一八八二)年末段階で利息米の約五三%を受取っていたに過ぎないので、滞納利息米は約四七%にもなる。その原因は、借主のH・Yが長病にかかっており、生活が困窮していることによると考えられる。この金銭貸付において、福井家は滞納利息米を明治一五(一八八二)年三月に三〇円と査定したうえ、その内の二〇円は見舞金と仕法講の掛捨金として免除して差額の一〇円のみ受取り、貸借契約を解消しているのである。つまり、滞納利息米の三分の二は免除しているので、利息米全体では約三二%を免除したことになるのである。しかし、史料中には滞納利息米を「極底値」で査定しており、実際の減免率は三二%を超えたと考えられるのである。この貸付の利息米減免理由が長病による困窮であることから、この利息減免処置が多分に救済的性格を持っていたことは明らかである。同家の無利子貸付・元利減免が全てこのような救済的性格を持つものではない。しかし、救済的性格を持つ貸付や元利減免の存在は、同家の金銭貸付が扶助・救済的な側面を持ち合わせていたことを示すのである。

右に見るように、福井家の金銭貸付利率は高利であつたとはいえず、一部の貸付においては救済的性格を有していた。その点において、同家の貸付は高利貸資本運用という性格を帯びていたとは言いがたい。ただし、同家の利率は一定の推移を示してはいない。明治二三(一八八〇)年までは月一%および一・二五%の貸付が中心であるのに対し、同一四(一八八二)年以降は月一・三―一・五%へとその中心をシフトさせているのである。しかし、利率の上昇傾向は同家に限ったことではない。この時期は、当時の経済情勢との関連のなかで、全国的に利率高騰の傾向があったのである。⁽⁶⁵⁾

この明治一四(一八八二)年以降数年間の同家の貸付には、利率の上昇にくわえて、さらに二つの特徴が見出さ

第10表 福井家抵当設定表

項目 年次	貸付人数 (人)	書入件数 (件)	書入率 (%)
明治1	3	0	0
明治2	5	0	0
明治3	19	1	5
明治4	22	0	0
明治5	22	0	0
明治6	37	0	0
明治7	33	0	0
明治8	48	5	6
明治9	46	11	28
明治10	68	19	26
明治11	81	24	30
明治12	85	29	34
明治13	127	44	35
明治14	186	70	38
明治15	224	94	42
明治16	160	88	55
明治17	111	31	28
明治18	82	26	32

(出所) 福井弥平家文書「金銀貸附出入帳」
No. 4-3「金銭貸附簿甲号」No. 4-4より作成。

れる。一つは抵当設定の強化であり、他の一つは利息一部先引貸付(以下、先利貸付)が採用されてくることである。第10表は同家の貸付人数、書入件数、書入率(書入件数/貸付人数)を示している。同家の貸付において、書入率は明治一六(一八八三)年まで持続的な上昇を遂げている。ただし、明治一二(一八七九)年までは貸付人数自体が少なく、貸付人数・書入件数がともに最多の明治一二(一八七九)年で見ても、その書入件数は貸付人数八五人に対して三〇件にも満たない。一方、明治一三(一八八〇)―同一一六(一八八三)年間は貸付人数・書入件数ともに急増している。書入件数・書入率の両方でみれば、とくに明治一四(一八八二)―同一一六(一八八三)年に著しく増加し、その後再び明治一三(一八八〇)年以前の水準まで低下しているのである。また、先利貸付は明治一五(一八八二)―同一一六(一八八三)年に集中的に実施された。⁽⁶⁶⁾

明治一四(一八八二)―同一一六(一八八三)年という時期に、同家がこのような貸付方法を採用する一要因として偽抵当の出現が考えられる。福井家のケースでは明治一五(一八八二)・同一一六(一八八三)年で二度の偽抵当が書入られている。そのうちの一例をあげれば、福井家は明治一五(一八八二)年一月に大供村のH・Kに三〇〇円の貸付を行っているが、その折書入られた地価合計額五七七円二五銭の抵当地所六筆は偽抵

当であつたのである。⁽⁶⁷⁾つまり、福井家のこの貸付は、抵当物件を要求したにもかかわらず、無抵当で行われたのと同然なのである。また、土地抵当権の設定には、戸長役場での公証手続が明治六(一八七三)年一月の太政官布告「地所質入書入規則」により義務化されており、それは地券に欠落していた地所の抵当関係の公的な明示機能を補う役割を担っていた。⁽⁶⁸⁾しかし、H・Kへの貸付の場合には戸長が「偽証謀印」を行っており、戸長役場による公証制度はその機能を低下させていたといえる。一方、松方デフレ期は米価とともに地価下落の時期でもあった。⁽⁶⁹⁾抵当としての地所はその担保機能を低下させており、そのうえに抵当物件自体の信用も低下していたのである。くわえて福井家の金銭貸付において、松方デフレ期以前にはこのような事例はない。このことは同家の金銭貸付も、当時の社会経済状況と無関係でいらなかったことを示す。そのような社会経済状況への防衛策として、福井家の採用した方法が抵当設定の強化であり、先利貸付であつたと考えられるのである。

明治前期の金銭貸付業において、経営合理性を判断する一つの指標として担保の形式があげられる。「質入」と「書入」の相違である。近世において一般的に利用されたのは「質入」であつた。この「質入」と「書入」は、明治五(一八七二)年六月の太政官布告「身代限規則」および明治六(一八七三)年一月の太政官布告「地所質入書入規則」によって明確な区分をもつにいたる。この二規則によって、「質入」という担保形式が担保物件(質物)の所有権移転⇨債務関係の消滅という貸借勘定において曖昧な性格を持つ一方、「書入」という担保形式が担保物権(抵当物)⇨一定の債務額保証という厳密な性格を持つことが規定されたのである。具体的には、「質入」の形式では、滞債務時における負債の清算が質物の所有権移転をもって完了し、厳密な金銭計算を伴わない。しかし、「書入」の形式では、滞債務時における負債の清算が抵当物の換金により、超過分は還付、不足分は増担保・身代限り(強制執行)処分という厳密な金銭計算を伴う。この点において、「書入」が「質入」に比してより合理的であつた。⁽⁷⁰⁾

福井家の採用した担保形式が主として「書入」であり、「質入」での貸付は明治四（一八七二）年に一件・同五（一八七三）年に二件あるのみである。また、その滞債務時における負債の処理も厳密に計算されている。その一例を検討すれば、明治一〇（一八七七）年三月に福井家は拜戸村のK・Mに対して抵当地所三筆（地価額合計二一九円二五錢）をとり、七〇円の貸付を行っている。しかし、最初の一二ヶ月分のみ利息の返済が行われたが、以後四五ヶ月分の利息は滞納された。この貸付の期限は明治一〇（一八七七）年二月三〇日であったので、その返済は延滞を重ねていたことは明らかである。²⁶⁾ さらにその後、酒代と本契約抵当地所の二重書入による借入金引受けにより、明治一五（一八八二）年三月には元利金一八三円二八錢が負債として計上された。この債務滞りへの対処として、書入抵当地所三筆のうち二筆（地価額合計八九円七七錢）を一六〇円と査定して福井家を買取り、差額分は高城宇右衛門と拜戸村役場が債務を引き継いでいる。さらに、この買取地を買取額と同額の一六〇円で売却し現金を収入しているのである。この事例に見る限り、福井家の債権処理が厳密な金銭計算による抵当物件の換価処分によってなされていたといえる。このことは同家の貸付契約における抵当形式が、厳密な意味での「書入」であったことを示すのである。

以上見てきたように、福井家の金銭貸付が基本的に利子収益を目的とした合理的な利貸経営であることは間違いない。そのことは同家がより合理的な「書入」という抵当形式を採用していることや、松方デフレ期の社会経済状況に敏感に反応していることにも明らかに現れている。しかし、銀行が中産階級以上の為の金融機関であり、その銀行すらも明治三〇（一八九七）年まで大溝には存在しなかった。その大溝において、福井家の金銭貸付は地域社会における円滑な資金調達の一役を担ったのである。そして、その役割は個人の起業資金の調達から公益につながるものまで多様であった。また、その経営が基本的には利貸経営でありながらも、利子率や全体的な書入率で見ると、都市部の金貸商に見られるような搾取的な性格は希薄であった。むしろ、無利子貸付や元利減免の実施などは、扶助・救済

的な性格さえ有していたといえる。このことは、同家の金銭貸付の目的が利子収益の追求のみではなかったことを意味する。つまり、寄付・無償貸付・元利減免に見たように、地域社会の維持・発展に寄与していくという目的もあったのである。それは、地域における円滑な資金調達との促進という観点からも整合性をもち、福井家の金銭貸付が果たした地域社会における機能でもあった。ここに、高利貸資本運用による資産増大のみを目的とする都市部に見る高利貸金融と、地域社会における地主・商人金融との本質的な相違が認められる。ゆえに、万寿吉をして福井家による貸金を「高利貸之貸金と同視せられては馬鹿氣居り候」と言わしめているごとく、これらは同じ利貸経営でありながら、異質なものとして捉えられなければならないのである。

第三節 弥平家の株式・公債投資

福井家の株式・公債投資は明治三〇（一八九七）年前後より本格的な展開を見せる。明治期における同家の所有する株式・公債を一覧化したのが第11表である。同家の株式・公債投資の特徴の第一は、安定的長期所有と総額の持続的増加である。同家所有の株式・公債で明治期に売却されたものは起業銀行株式及び有隣生命保険会社株式のみであり、その他は持続的に所有されている⁽⁷³⁾。また、同家所有の株式・公債総額は、明治期を通じて約二〇〇〇円から最高時には二万六、〇〇〇円へと約二三倍にまで増加している。その配当金収入について同家の史料から検討することはできないが、現在確認できる個別企業の配当率を見ると、日本勧業銀行は明治三〇年代後半以降は年一〇%、横浜正金銀行は明治四〇（一九〇七）年以降は年一二%、日本火災保険は明治三九（一九〇六）年には年一五%、明治四四（一九一）年には年六%といった具合である。このように、同家所有株の配当率は年一〇%前後であったと推測される。また、明治三〇（一八九七）年には既に所有株式・公債の総額が一万円を越えており、以後持続的に増加

第11表 福井家所有株式・公債一覧

(単位：株、円)

有 価 証 券	銘		柄		別		所		有		株		式		株		数		お		よ		び		資		産		額					
	明治28	明治29	明治30	明治31	明治32	明治33	明治34	明治35	明治36	明治37	明治38	明治39	明治40	明治41	明治42	明治43	明治44	明治45																
近江貯金銀行	株数 総額 1,500	30 1,500	30 3,000	60 3,000	60 3,000	60 3,000	60 3,000	60 3,000	60 3,000	60 3,000	60 3,000	60 3,000	60 3,000	60 3,000	60 3,000	60 3,000	60 3,000	60 3,000	60 3,000	60 3,000	60 3,000	60 3,000	60 3,000	60 3,000	60 3,000	60 3,000	60 3,000	60 3,000	60 3,000	60 3,000	60 3,000			
日本勸業銀行	株数 総額		5 1,000	5 1,000	5 1,000	5 1,000	5 1,000	5 1,000	5 1,000	5 1,000	5 1,000	5 1,000	5 1,000	5 1,000	5 1,000	5 1,000	5 1,000	5 1,000	5 1,000	5 1,000	5 1,000	5 1,000	5 1,000	5 1,000	5 1,000	5 1,000	5 1,000	5 1,000	5 1,000	5 1,000	5 1,000			
起 業 銀 行	株数 総額		15 750	15 750	15 750	15 750	15 750	15 750	15 750	15 750	15 750	15 750	15 750	15 750	15 750	15 750	15 750	15 750	15 750	15 750	15 750	15 750	15 750	15 750	15 750	15 750	15 750	15 750	15 750	15 750	15 750	15 750		
農 工 銀 行	株数 総額																																	
高 島 銀 行	株数 総額																																	
横 正 金 銀 行	株数 総額																																	
右 衛 門 生 命 保 険	株数 総額		100 5,000	100 5,000	100 5,000	100 5,000	100 5,000	100 5,000	100 5,000	100 5,000	100 5,000	100 5,000	100 5,000	100 5,000	100 5,000	100 5,000	100 5,000	100 5,000	100 5,000	100 5,000	100 5,000	100 5,000	100 5,000	100 5,000	100 5,000	100 5,000	100 5,000	100 5,000	100 5,000	100 5,000	100 5,000			
日 本 火 災 保 険	株数 総額																																	
太 湖 汽 船 会 社	株数 総額																																	
京 北 鉄 道	株数 総額																																	
軍 事 公 債	総額	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550		
国 債	総額																																	
全株式・公債	総額	2,050	7,050	10,300	10,300	10,300	10,300	14,845	15,345	12,475	14,245	14,245	18,605	19,245	23,245	24,070	25,570	25,510	25,695	20,035														

(出所) 福井弥平家文書「公債株式記録簿」No. 32-1より作成。
 (注) 太湖汽船会社株の明治42年の所有については明らかでない。明治42年の10月に売却手数料の支払があり、一部あるいは全部を売却した可能性がある。

明治期における地方名望家の役割と縁組

第12表 明治30年7月近江貯金銀行株式地域別応募状況

地域 科目	県内									他府県		
	高島郡					滋賀郡	神崎郡		坂田郡	大阪府	岐阜県	京都府
	大津町	大溝村	今津村	海津村	その他	堅田村	旭村	北五箇 庄村	入江村	大阪市	大垣町	京都市
総額(円)	11,350	5,850	850	2,500	2,000	5,500	7,500	2,500	150	6,000	650	4,000
総株数(株)	227	117	17	50	40	110	150	50	3	120	13	80
人数(人)	19	8	4	2	3	9	2	1	1	2	1	2
総額(円)	11,350	11,200				5,500	10,150		150	6,000	650	4,000
総株数(株)	227	224				110	200		3	120	13	80
人数(人)	19	17				9	3		1	2	1	2
総額(円)										38,200		10,650
総株数(株)										764		213
人数(人)										49		5
総額(円)												48,850
総株数(株)												977
人数(人)												54

(出所) 福井弥平家文書「株式会社近江貯金銀行定款・同株式申込簿・同増株申込簿・同大蔵省諸届書」No. 31-4より作成。

していく。このことは、明治三〇年代以降株式・公債投資が有望な資本投下部門として認識されるとともに、同家経営総体の主要な一部門を形成するに至ったことを示している。これが、同家の株式・公債投資行動を貫く主要動機である。

特徴の第二は、その投資先が近江貯金銀行・高島銀行・太湖汽船会社・京北鉄道のような地元企業と、日本勧業銀行・横浜正金銀行のような大資本企業の二系統に分かれることである。配当金収益の安定性や将来的見通しの観点からいえば、後者に全面的に資本投下することが極めて合理的であることは言うまでもない。しかし同家の前者と後者への投資額はほぼ均衡している。ここに、地域社会の経済発展への寄与という同家の株式・公債投資の副次的目的を窺うことが出来る。資本市場の未成熟であった明治期において、地方企業の創設・維持は地方の有力な資産家のネットワークにより支えられていた部分が大きい。⁷⁵⁾ 同家所有株式・公債のなかで大きな比重を

占める近江貯金銀行についても第12表にみるように、明治三〇（一八九七）年の増資時における株式応募は、大津町・堅田村・神崎郡・高島郡といった地域の資産家がそのほとんどを占めている。⁽⁷⁶⁾つまり、近江貯金銀行は滋賀県下の地域資本によってその成立を見、福井家もその一役を担っていたのである。また、同行が大溝に支店を構える明治三〇（一八九七）年には所有株数を倍増させ、一層積極的な関わりを見せるのである。

そこで、福井家の株式・公債投資の副次的目的が地域社会の経済発展への寄与であることを、同家の京北近畿鉄道敷設運動への関わりから例証する。近代日本の地域経済の振興にとって鉄道の敷設が極めて大きな影響力を持つことは論を俟たない。しかし、琵琶湖を取り巻く鉄道敷設状況を見ると、明治二一（一八八九）年には官設湖東鉄道、明治二三（一八九〇）年には私設関西鉄道が敷設された湖東地方に対し、湖西地方は大正九（一九二〇）年に至って、漸く大津・福井県遠敷郡間を結ぶ江若鉄道が敷設されるといった状況であった。このような琵琶湖を挟む東西地域間の鉄道敷設状況を規定した要因は、「線路ハ湖ノ西岸ニ沿フベキカ將タ東岸ニ沿フベキカヲ計較セラレシニ、西岸ハ大概寒郷貧村ニシテ通商興産ノ目的少ナク、東岸ハ之ニ反シ、且ツ後來中山道ノ基本線ヲ延長スルニ米原ノ辺ヨリ東進スベキヲ以テ即チ東岸ト決ス」⁽⁷⁷⁾という明治一三（一八八〇）年の井上勝鉄道局長の意見書に見るように、両地域間の経済発展格差が湖東地域の鉄道敷設を優先させ、湖西地域の鉄道敷設を後年の課題として残させたことに求められる。だが、このように経済発展の遅れた湖西地域が経済発展を遂げるには、鉄道敷設が最重要課題の一つであり、それが湖西地域の悲願であった。そのことは次ぎの史料より窺うことができる。⁽⁷⁸⁾

一京北近畿鉄道株之件式円ナレハ御売払可相成旨^(虫喰)答被下委細了承仕候、右鉄道株之件ハ我々希望之如ク果シテ成立スルヤ否ヤ未目的相付キ不申目下真ノ水株ナレモ、我郡ニトリテ是非々々布設相成不申テハ均シク文明之利

便ヲ得ル能サル次第ニ付、仮令幾何之星霜ヲ要スルニ飽迄希望貫徹候様致度精神ニ有之候、然ルニ該株券配當ニ付テ者、御賢承之通リ東上マテシテ漸々尅千株ノ少数ナレハ此内志株タリ、他所へ蔽失スル等ノ義有之^{候カ}テ者、実以遺憾之次第ニ付(傍点……引用者、以下同)、御申越之直段ヲ以必ス御周旋可仕候、万一直違等ヨリ至急希望者無之節ハ後日相場之高下ニ不拘御指定之直段ヲ以小生へ申受ケ来月初旬ニハ必ス履行可仕候ニ付夫迄御待願上置候、先者右回答旁々御依頼申上候、草々頓首

廿九年五月廿七日

福井弥平

藤居忠三様

これは、京北近畿鉄道敷設運動委員であつた五代弥平が藤居忠三高島郡長に宛てた書簡の一節である。この書簡の要点は以下の二点である。第一点は、高島郡において鉄道の敷設なしには他の鉄道敷設地域と同様に迅速且つ大量な人・物資の輸送という近代文明の利便性を享受できないので、たとえどれほどの年月を要しようとも鉄道敷設の希望を叶えたいということである。第二点は、近畿京北鉄道株の高島郡への配当株数が、同鉄道株式会社創立事務所のある東京へ上京までして株式を請求しても僅か一、〇〇〇株にしか達せず、その内から一株たりとも郡外へ流出させるわけにはいかないということである。すなわち、五代弥平は高島郡における近代化の重要要件として京北近畿鉄道の敷設を認識し、高島郡配当株数の保持・拡大に努力しているのである。

では、この僅か一、〇〇〇株という高島郡への配当株獲得の過程を、福井弥平家文書「日嘉恵」⁽⁸⁰⁾によって史料的に追ってみたい。

明治廿八年十月廿一日日本郡發起人会ニ於テ左ノ通り決議ス

一 近若鉄道ノ賛成ヲ謝絶シ、京北近畿鉄道ニ賛成スル事

一 京北近畿鉄道一件ニ付本郡二三名ノ委員ヲ撰定スル事

委員

磯野源次郎

川原林徳明

福井弥平

右運動ニ対スル費用支給方ヲ更正シ郡衙ニ記録アリ

高島郡における京北近畿鉄道敷設運動は、明治二八（一八九五）年十月二十一日の高島郡鉄道敷設發起人会において、同鉄道と競願関係にあった近若鉄道（第一次江若鉄道）敷設事業への賛成を謝絶し、京北近畿鉄道敷設事業に賛成するという方針転換にその端を発する。その運動委員の一人として五代弥平が参加していることが確認される。さらに、同年十一月四日の委員会において以下のような決議がなされる。

郡長を先般来ノ模様報告セラレタリ、続テ過日來大津ニテ約定シタル滋賀県へ壹万株ノ配当ヲ受ケタレハ、大津及外各郡ノ配当高ヲ七千株トシ高嶋郡へ三千株ヲ受クル事、及京都中安信三郎殿及由利公正殿へ面談請求シタル模様等報告ノ上、我郡ノ三千株ノ分配法左ノ通決議ス

京北近畿鉄道株式申込内訳書

明治期における地方名望家の役割と経営

一百株 松本彦平印

一百株 安原善藏代人桑原太兵衛印

一百株 桑原太兵衛印

一百株 井花伊左衛門代人久保井五良右衛門印

一百株 本庄重右衛門

一百株 粟津新藏代人磯野源治郎印

一百株 黒川孫夫代人久保井五良右衛門印

一百株 北川久兵衛印

一貳百株 西川文次郎印

一五百株 福井弥平印

一五百株 磯野源治郎印

一五百株 川原林徳明印

一五百株 中田長茂

計參千株

但京北六分近畿四分

右申込候也

この議決内容は、仮に滋賀県への配当株数を一万株とすれば、高島郡には三、〇〇〇株を配当し、大津その他各郡

において残りの七、〇〇〇株を配当するという大津での約定に基づき、その三、〇〇〇株の配分法を決定するものであった。だが、現実には高島郡に配当された株数は次ぎのようなものであった。

十一月三日夜舟ニテ中田川原林両氏上津、大津薮田村田同道上京、由利公正殿中安氏其他発起人等ト会合、京都
滋賀株券分割方左ノ通

一 高式万株

……(中略)……

壹万六千四百株 京都

三千六百株 滋賀

十一月五日夕着舟ニテ中田君帰宅、同夜舟ニテ川原林氏帰勝、六日早朝ヨリ中田君宅ニテ三名会合、右三千六百
株滋賀高島ノ分割方

滋賀発起六人

此固定株千四百株

引テ式千貳百株

内六百株発起人ノ権内ニテ不得止ヲ配当分トし引

残り壹千六百株

之ヲ九百株 滋賀郡

七百株 高嶋郡

右滋賀郡發起人ノ意見事情不得止次第トシテ川原林氏帰郡セラレタルモ、之ヲ不当トシ、六日午後一時上リ汽舟ニテ中田君弥平同道上津、第壹村田六之助殿ニ面会谈判、同夜藪田勸祐殿ニ面談、大津發起人会ヲ開カシ、段々示談ノ末更ニ左ノ通り協議決定ス

八百五拾株 滋賀郡

七百五拾株 高嶋郡

まず、京都への配当株数二万六、四〇〇株に対し、滋賀への配当株数は二、六〇〇株と極めて少数であった。さらに、そこから發起人固定株一、四〇〇株と「發起人ノ権内ニテ不得止ヲ配当分」の六〇〇株が差し引かれ、残りの一、六〇〇株から滋賀郡へは九〇〇株、高島郡へは七〇〇株が当初配当された。だが、この配当は川原林徳明が「滋賀郡發起人ノ意見事情」を考慮してのものであり、高島郡としてはこの配当を不当とした。そこで、五代弥平と中田長茂の両名が大津へ上り、村田六之助・藪田勸祐の両名に面談して大津發起人会を開かせ、協議の末滋賀郡配当株を五〇株減じ高島郡配当株を五〇株増加する事でこの問題は決着したのである。こうして高島郡はその配当株数を七〇〇株から七五〇株へと増加させることに成功したが、それでも当初想定していた三、〇〇〇株には到底及ぶものではなかった。そこで次ぎのような行動に出るのである。

右七百五拾株ニテハ到底郡内へ配当出来サルニ付、發起人追加及株式請求之為、十一月七日夜舟ニテ中田氏川原林氏家原氏ノ三名京都へ出向、十一月八日午後二時発ノ汽車ニテ中田川原林ノ両氏東上相頼候事

……(中略)……

十一月十九日午後一時汽舟ニテ中田川原林両東上委員帰郡

東京ニテ高島へ分ケ株

一式百五拾株ナリ

追加発起

中田長茂

川原林徳明

磯野源次郎

福井弥平

西川文次郎

安原善蔵

すなわち、七五〇株程度の配当では郡内における京北近畿鐵道株式への投資需要を充足することが到底不可能であり、配当株数増加のために東京への上京を執行し、発起人追加による郡内からの発起人輩出と配当株の増加を達成するのである。

このように、僅か一、〇〇〇株という配当株数の獲得も、京北近畿鐵道敷設運動委員の非常な活躍に支えられて始めて達せられたものであった。そして、同運動委員の飽くことのない配当株数増加への行動を規定した最大の要因は、高島郡に対する同鐵道株の過少供給であった。また、この同鐵道運動過程の中で五代弥平の果たした役割は極めて大きい。東上委員にこそ加わらなかつたものの、僅か三名の京北近畿鐵道敷設委員の一人として様々な会合・交渉に参加

し、追加発起人にも加わり、郡内では最大の配当株数を引き受けていた。このことは、福井家の株式・公債投資が地域社会の経済発展への寄与という副次的目的を有していたことは勿論であるが、それにとどまらず、五代弥平が資本的側面のみならず郡意の代表者として実務的側面でも大きく寄与していたことを示しているのである。

このような地域社会の有力な資産家主導の地元企業の勃興が図られる一方で、未熟ながらも資本市場の一応の成立は、地方の資本家に広範な投資行動を可能にせしめたことと言うまでもない。そのことは福井家にも日本勧業銀行・横浜正金銀行のような大資本企業への投資という形で現れている。しかし、このような大資本企業への資本投下目的も高率で安定的な配当金獲得のみであるならば、安定的な長期所有を行うのではなく、配当率の変動に伴いより多様な売買行動を採るはずである。また、収益性を高めようとすれば、その投資行動は株価変動にも敏感に反応し、投機的性格も帯びるはずである。つまり、大資本企業への投資行動は地元企業への投資行動と同様に副次的目的を有し、それに規定された合理的判断に基づく行動であったはずである。その副次的目的とは資産株の獲得ではなからうか。先掲の大溝小学校校舎新築工事の事例において、同家の提出した工事請負の保証物は、同じ銀行株でも近江貯金銀行株ではなく日本勧業銀行株であった。また、それ以前に福井が仲介して津田親之丞から借入れた保証物は、地域内の企業株ではなく軍事公債であった。さらに、銀行から資本借入れを行うに当たっても、信用性の高い担保物件は資本調達を円滑にするのである。次に示すのは福井家が近江貯金銀行から借入れを受けた際の証書である。

借 用 金 確 証

一金五百五拾円也内式百五拾円返済
残金參百円也 但利息金百円二付日歩式錢四厘定メ

此抵当軍事公債記名証書類面五百五拾円也

同 無記名証書額面五拾円也

内記名式百円ト追記名五拾円抵当拔正ニ領収

……(中略)……

明治廿九年五月二十日

高島郡大溝村 三百十四番地
大字勝野

借主 福井弥平印

同郡同村 三百三十一番地
大字同

証人 福井文次郎印

株式会社 近江貯金銀行御中

この近江貯金銀行からの五五〇円の借入れに際し福井家が提出した抵当物件は総額六〇〇円分の軍事公債であった。明治二九(一八九六)年における同家所有の軍事公債の額面は五五〇円あり、残りの五〇円分は他より借入れることで賄っている。⁽⁸²⁾しかし、当時の同家が所有する株式・公債には、近江貯金銀行株が同行定款の定めるところにより抵当に入れることができないにしろ、⁽⁸³⁾有隣生命保険会社株もあり、また同株式が他の抵当に入っていたという史実は確認できない。つまり、担保物件と成し得る株式は他にもあったのである。にもかかわらず、同家が他より借入れてまで軍事公債を抵当物件として提出したのは、ひとえに国債と同じく国が信用の裏付けになっていることによる担保能力の高さであることは推測に難くないのである。その証左として次に有隣生命保険会社株式を担保とした近江貯金銀行からの借入事例をあげる。⁽⁸⁴⁾

借 用 金 確 証

一金八百円也

但利息金百円二付日歩式錢六厘定

此抵当

有隣生命保險株式会社仮株券式券状自新第式八九一号
第式九九〇号百枚

…… (中略) ……

高島郡大溝村大字勝野三百十四番屋敷

明治三十年三月廿七日

借主 福井弥平印

郡 番地

証人

株式会社近江貯金銀行御中

この事例では、借入額八〇〇円に対するその抵当物件は有隣生命保險会社株式一〇〇株である。⁽⁸⁵⁾第11表で確認すれば、この担保物件の総額が五〇〇〇円にも上ることがわかる。さきの軍事公債と比較すれば、その担保能力の違いが歴然としていることは明らかである。まして、地方企業の株式ならばその担保能力は推して知るべしである。公債はもとより大資本企業の株式は地方企業の株式に比べて遥かに担保能力が高く、それを獲得することは高率で安定的な配当金収入を得ると同時に、福井家の資本調達をより円滑に進める役割を担っていたのである。

このように、福井家の株式・公債投資は明治三〇年代以降に活発になり、それは同家経営総体の主要な一部門となった。そして、同家の株式・公債投資行動は投機的利鞘の獲得ではなく、安定的な配当金収入を目的としていた。

しかし、同家の投資行動を規定していたのは配当金収入という目的のみではない。資本の投下先は地元企業と公国債や大資本企業の二系統に分かれていた。そして、前者には地域社会の経済的振興、後者には資本調達円滑化のための資産株獲得という副次的目的がそれぞれにあったのである。つまり、同家の株式・公債投資は、この二つの副次的目的に規定されながら、安定した配当金収入を目的とした投資行動であったのである。

おわりに

以上、明治期における地方名望家の役割と経営の一事例として、福井弥平家を考察してきた。近世期における福井家は酒造経営を営む一方で、多少の土地を所有する零細な地主兼営型酒造家であったと考えられる。しかし、福井家は明治期を通じて資産家として大きな成長を遂げる。福井家の経営は酒造経営・金銭貸付・地主経営・株式・公債投資（明治三〇（一八九七）年代以降）を中心として構成されていたが、その資産家としての成長を支えたのは、地主経営の成長によるところが極めて大きかった。つまり、福井家の資産家としての成長過程は、大地主への成長過程でもあったのである。また、その大地主化の過程こそが、明治三〇年代の酒造経営の不振による総所得悪化の傾向を食い止めた最大の要因でもあったのである。

このような福井家経営の一部門である金銭貸付は、基本的には極めて合理的な利貸経営であった。しかし、先行研究が示すような利息の高騰は見られず、今日の銀行貸付利率と比較しても遜色ない。むしろ、庶民の間に今日のごとく銀行が浸透せず、資金調達手段が著しく限られていた明治前期において、福井家の金銭貸付は地域社会のなかの円滑な資金調達を促進する機能を果たしていたのである。また、福井家の金銭貸付の果たした機能はそのみにとどまらない。経済的困窮に陥ったものへは多分に救済的な性格を帯びた貸付を行い、地域社会事業には寄付等を通じて

積極的に資金提供を行っている。そこには地域社会の維持・発展という側面において果たした経済的役割が認められるのである。

また、福井家の株式・公債投資が本格的な展開を見せたのは明治三〇（一八九七）年前後からであったが、その投資行動は急速に展開し、明治三〇年代以降は同家経営総体の主要な一端を担うだけの配当金収入を獲得していたと目される。だが、その投資先は二系統に分かれ、一方では地域経済振興という目的を伴い、一方では自己の資本調達を円滑化するための資産株確保という目的を伴っていたのである。

以上を総括すれば、福井家は明治期において酒造経営を堅持し、資産家としての成長を土地集積により遂げた。その一方で、五代弥平は議員や役員を務める傍ら、ミクロ的には個々人への金銭貸付を通じ、マクロ的には地元企業への投資活動を通じて、地方名望家として経営内外の両面から地域社会の維持・発展に積極的な貢献を成していたのである。

本稿において、福井家の金銭貸付機能の分析は明治前期に限った。明治三〇（一八九七）年になり高島銀行・近江貯金銀行の二行が大溝に支店を構えるが、福井家は近江貯金銀行の株主となり、さらに監査役も勤めている。これも、同家の地域社会における金融円滑化の延長上にあると思われるが、それに伴う金銭貸付の機能変化の分析は今後の課題の一つである。また紙幅の関係上、本稿では同家の酒造経営および土地集積の具体的分析には言及できなかった。この分析は今後予定している「明治期中小商家における家制度」（仮題）に譲りたい。

注

(1) 朝倉孝吉『明治前期日本金融構造史』（岩波書店、一九六二）第三・七・八章参照。

(2) 福島正夫『日本資本主義の発達と私法』（東京大学出版会、一九八八）二〇二頁参照。

- (3) 一例をあげれば、明治六（一八七三）―同二〇（一八八七）年における大阪府の西田嘉七家による貸付は、年利にして一割八分―一割四分で行われているが、明治一〇（一八七七）―同一五（一八八二）年における滋賀県の安居喜八家による貸付は、年利にして一割八厘―一割八分で行われている。この二家の貸付利率を比較してもその地域的偏差の大きさが窺える。（末永国紀「明治前・中期大阪府下における一商人地主の耕地集積とその態様」『日本史研究』第二二八号第六八頁、『彦根市史』下冊（一九八七）第三七七頁参照。）
- (4) 大塚英二「日本近世農村金融史の研究―村融通制の分析」〔校倉書房、一九九六〕第五章参照。
- (5) 近世の農村や地方金融については楠本美智子『近世の地方金融と社会構造』（九州大学出版会、一九九九）、大塚英二前掲書、三浦俊明『近世寺社名目金の史的的研究』（吉川弘文館、一九八三）、福山昭『近世農村金融の構造』（雄山閣、一九七五）など纏まった研究がある。また、本稿の分析対象地域である滋賀県の近代金融史研究は、江頭恒治、原田敏丸、高橋久一、伝田功、麻島昭一などの諸氏により銀行史の側からかなりの蓄積がなされている。しかし、地域社会における地主・商人金融の役割や機能についての研究は管見の限りにおいてまだない。
- (6) 高利貸資本による土地集中をもたらしたという認識については、朝倉孝吉前掲書三五―三六二頁を参照されたい。
- (7) このような地主制史研究の纏まったものとして中村政則『近代日本地主制史研究―資本主義と地主制』（東京大学出版会、一九七九）がある。
- (8) 『高島町史』七〇―七〇一頁の表69および『地名大辞典 滋賀県』（角川出版）一八三頁参照。
- (9) 『滋賀県市町村沿革史』第五巻 資料編一 一九一七頁より引用（読点引用者）。
- (10) 『高島町史』一三二頁、三二七―三三三頁、三六一―三六二頁、三六六―三八〇頁参照。
- (11) 前掲『滋賀県市町村沿革史』第五巻 資料編一九一三頁より引用。
- (12) 以下、本節で扱うデータは同書に依拠したものである。
- (13) 同書九一七頁より引用（読点引用者）。
- (14) 同右。
- (15) 福井三四郎家文書「福井左近右衛門より代々記」No K-1参照。
- (16) 同史料より引用（読点引用者）。
- (17) 福井弥平家文書「過去帳」（目録未採録、二冊）より引用。
- (18) 福井三四郎家文書前掲史料には、佐次右衛門の二人の男子に市三郎及び市之允の名が記されている。

明治期における地方名望家の役割と経営

(19) 福井弥平家文書「工場票控」(No.33-36)には、その創業年月の項目に「寛延年間オノノ米天明オノノ米」とある。

(20) このことは「近世の廻漕史料」の『全国酒造関係史料』二九一番「乍恐奉願口上書」で確認できる。また、史料中にあるように当地域では新規酒造業は仲間の株を譲ることによって成立することから、福井家の滅石も株譲渡による可能性が高い(読点引用者)。

乍恐奉願口上書

私共儀者江州栗太郎、野洲郡、甲賀郡、高嶋郡、右四郡酒造屋惣代之者共ニ御座候所、私共四郡酒造渡世之儀者明暦三酉年京都御所司代牧野佐渡守様御改被成下、御取調之上右四郡ニ限り酒造株蒙御免、其節より年々御冥加銀上納仕渡世相統罷有、右以来毎年酒造米高等御改酒道具御極印御打渡被成下、銘々地頭表ニ而も同様取締方之儀被申渡候ニ付、仲ヶ間中一統堅申合、年々酒売捌直段之儀も又直段任人中平均相場を以売捌相統仕罷有候儀ニ而、素人共酒造相始メ度者ハ、仲ヶ間明株を譲リ、渡加入為致居候儀ニ御座候、然處文化三寅年無株素人たりとも勝手次第酒造商売可仕旨御触流御座候而、右已来素人共是迄百姓働致居候を勝手ニ酒造相始メ候故、私共仲ヶ間得意先々江も素人酒造者共立入、酒売捌、直段等之儀、当時得意取之存心ニ而相場、拘らす別ニ引下ケ売捌、我候之致方ニ付兼而数度懸合候へ共、中々行届不申仲ヶ間取締相成、是迄売込候代銀等も等閑ニ致置、何分素人共追々酒造相始メ増長いたし下落ニ売払候ニ付、仕来株酒造屋共渡世ニ差支、酒造仕込高等も年々減少仕候間、郡中其外得意先売捌方一向出来不申、右之仕合ニ而数年来無恙御冥加銀等上納仕渡世仕来之趣意を失ひ、商売向追々衰微至極難渋仕候折柄、当冬分ニ者追々米直段高直ニ相成、誠ニ四郡酒造屋共必至と難立行相成、仕込(虫喰)銀等ニも差支当惑仕候、前文之通文化三寅年酒造勝手次第可仕旨、御触流御座候者米価下直故之御儀と乍恐奉存候、何分近年追々素人酒造之者共増長致酒造渡世専ラ致罷有候ニ付、古来より之酒造屋共甚差支、殊酒造屋下働之者共猶又当國中稼貧乏之者共多分有之、右米直段高直ニ相成候而者当冬々来秋迄之處銘々今日之飯米凌方ニも手支、実ニ難渋之時節ニ付、不得止事恐をも不顧四郡惣代共連印を以此段御歎御願奉申上候間、何卒格別之御憐愍を以右之始末被為聞召、外素人酒造之者共御差留被成下候ハ、私共仕来之趣意相立相統可仕儀と如何斗難有仕合ニ可奉存候以上

文政八年

西十月廿九日

江州栗太郎

酒造屋株惣代

北中小路村

酒屋平左衛門

(以下野洲郡一名、甲賀郡高島郡各一名、計五名連署)

- (21) 福井弥平家文書「文化八年酒販広告(版木)」(目録未採録)には「右之外、一穀物書物売買かし出仕候」の一節があるほか、乙卯安政二年正月吉日起の同家文書「金銀貸付出入帳」No.4・3が現存している。しかし金穀貸付は天保九(一八三八)―慶應三(一八六七)年の二九年間で計八二件の貸付けがあるに過ぎない。
- (22) 福井弥平家文書「酒地車税区学費記」No.13・1より集計。
- (23) 福井弥平家文書「過去帳」(目録未採録)より引用(読点引用者)。
- (24) 旭の現在にいたるまでの過程は、明治一二(一八七九)年に近世村の田井・森・霜降・山形・堀川の五ヶ村が合併して旭村が成立。明治三二(一八九九)年に饗庭村の大字となり、戦後昭和三〇(一九五五)年に降新旭町の大字となり現在にいたっている(『地名大辞典 滋賀県』角川出版社六二頁参照)。五代弥平が近世五ヶ村のどの村で生まれたかについては明らかではない。
- (25) 前掲『滋賀県市町村沿革史』第五卷 資料編一 九四一頁参照。
- (26) 大溝村(町)村(町)長には六代及び七代弥平もそれぞれ明治四一(一九〇八)年と昭和二(一九二七)年に就任している(『高島町史』七五四頁 表75参照)。
- (27) 鴻溝学校は明治六(一八七三)年五月三日に勝野村二九八番屋敷村井伊平宅に設立された。当時の校名は明治五(一八七二)年の学制の制定・公布、明治六(一八七三)年の学制に基づく第三大学区内の中学区番号の文部省による布達と、それをうけた滋賀県令松田道之による小学校区の決定・通知により番号で呼ばれた。ゆえに当時の同校は第五十八番の打下村と第五十六番の勝野村が連合して設立されていたが、その所在地に従い「第三大学区、第九中学区、第五十六番小学区、鴻溝学校」と表記された。(高島町史 七二八頁―七三二頁、七四一頁参照)
- また当時の村立小学校は明治七(一八七四)年の文部省布達第二十二号により、民費のみによってその設立運営費用は賄われなければならないことがあった。従って篤志家の寄付や積立金の運用等に頼る部分も小さくなかった。(高島町史 七三三―七三四頁参照)
- この様な状況を受けてか、鴻溝学校に関しては、福井家も明治六(一八七三)年六月に篤志として「金拾円」(内三円即金)、「残七円七ヶ年割出シ」を寄付、更に明治八(一八七五)年十一月に「教場新築ニ付篤志講」へ「金貳拾円」を掛け金として供出している。(福井弥平家文書「酒地車税区学費記」No.13・1より引用及び参照)
- (28) 『都道府県別資産家地主総覧(滋賀編 和歌山編)』(日本図書センター、一九九一)六〇頁参照。

(29) 滋賀県は近江商人の輩出地として名高く、多くの大資産家が存在する。その代表的なものとしては、神崎郡南五箇荘村の外村与左衛門(等級特六)、蒲生郡八幡町の西川甚五郎(等級特二)、同郡日野村の山中安太郎(等級特五)等がある。

(30) 前掲『都道府県別資産家地主総覧』(滋賀編 和歌山編)六一頁参照。

(31) 同書九四頁参照。

(32) 日本の英語教育史に名を残した一人にジェームス・サンマースの娘であるエレン(別名リリー)・サンマースがいる。彼女はサンマース塾、築地英語学校等を開いており、この築地英語学校が注(33)にあげた史料中の築地学校だと考えられる。築地学校に類似した名前の学校としては明治学院の前身となった築地大学校があるが、これは明治一六(一八八三)年には東京一致英和学校と改称している。また学生の半数が商家の子弟によって占められ、その目的が洋行又は商業の準備としての英語研究だったものとして青山学院の前身となった東京英学校があるが、明治一四(一八八一)年には銀座へと移転している。〔中央区史〕下巻五三一―五四五頁、〔朝日新聞〕〔昭和三年五月一日〕参照。

(33) このような万寿吉の東京における勉学状況は、五代弥平宛ての多数の書簡に確認できる。それらの書簡には五代弥平の子弟教育における方針が明確に窺えるが、すべて長文に及ぶので一通のみ参考にあけておく(説点引用者)。(出所…福井弥平家文書「書簡」No.30、2、27)

謹啓仕候、春色駘蕩輕風徐々に吹いて大ニ心地宜き好時候ニ御座候處、父上始め御一同愈々御清康ニ被為涉大慶此事ニ御座候、降而兄義無恙勉強致居候間、乍憚様御休心被成下度候、先日鳥渡御洩し申上候通り明土日築地学校ニ於て英語会有之、兄も出席の爲め過日来準備多忙ニて有之候處、突然一週間延引相成り少敷寸暇出来、只今茲に此書を認め候機を得たるは兄の誠に悦候次第ニ御座候、頃日所得税取調の爲め御多用の由、何時も公私務相積もり御繁勞之程奉恐察候、彼は御所紛れの爲め未だ兄の前途に就き御熟慮之時無之との命矣ニ御尤もにて、屢々尊慮相煩ハし候事何共恐縮に不堪候、兄も日夜考慮し心中安からず罷在候、此六月を経過せざれば何れにも決し難く候得共、途に障りなくば当八月頃ニは渡米致度ものと心窃に喜び申居候、若し国務の義務として徴兵合格致候得者、何とか古領地否新日本へ徴取せられ度心得居候、此度の戦争以來諸外国ニ於ての日本評判大層宜敷、特ニ米國ニ於て日本物品の売行宜敷、諸大市ニ於て夜会ニ於ける如き貴女にして日本服着用し居らざるものは対等の交際出来兼ね候様相成候事在外友人より聞及候、又当地ニ於ても西洋人の日本服着用せる者往々見受候、今後日本の実業中々面白かる可く益々外国語の必要相認め候、案ずるより生むや易しの諺の如く一度奮然外国へ参り候時ハ案外容易く且速に語学研究出来るものにて、友人甘利と云う人未だ西班牙語の初歩しか心得へず中央亜米利加墨西哥へ参られ候ハ昨年夏ニ有之、其后四月後の書面ニよれば、最早日常の対談ハ勿論少しの公事位の通弁出来候故目下墨府領事館ニ於て通弁致し居られ候趣、依て考ふるに只決心の一ニ御座候、特に兄ハ実業目的にして文学目的ニ御座差支無きニ至る数月間之事と存候、目下の学校の一なる築地の方ハ会話ニ尤宜敷、一方の方博士の方は生徒夥數相成到底会話研

究二は駄目ニ相成候、即夜学も築地へ参り度候得共遠方故不能遺憾ニ存居候、併し兼ねて願置候西洋人同寓の事御許し被成下候得者此上無御座と存候、愛弟裕次郎の事ニ就き如何之御考かは不存候得共、最早拾二歳と相成り候得者本年頃より中学校予備科江入学為致候事必要と存候、兄の如き父上の御蔭にて拾四歳の正月より英語研究致せしも少し後れたる感有之、裕次郎ハ幸ひ健康ニ御座候間早く漢数英の三科修めさし度候
……(後略)

- (34) 勿論、当時の教育において英語を習得することが最も重要視されていたことも、万寿吉が東京での英語学習や留学を許された一因といえるであろう。(高梨健吉・大村喜吉『日本の英語教育史』(大修館書店、一九七五)三五頁参照)。
- (35) 『現代滋賀縣人物史』乾巻(一九一九)四一―四三頁、『滋賀県人物史』中巻(一九三二)二九六―二九七頁参照。
- (36) 前掲『滋賀縣人物史』乾巻(一九一九)四一頁より引用。
- (37) 同書七六一頁参照。
- (38) 前掲『都道府県別資産家地主総覧』(滋賀編 和歌山編)一五九頁参照。
- (39) 前掲『現代滋賀縣人物史』乾巻(一九一九)四一頁参照。
- (40) 前掲『都道府県別資産家地主総覧』(滋賀編 和歌山編)一六一頁参照。
- (41) 福井弥平家文書「昭和十三年吉日起寿一慶事録(其壱)」(目録未採録)に記載がある。
- (42) 前掲『都道府県別資産家地主総覧』(滋賀編 和歌山編)四七頁参照。
- (43) 『現代滋賀縣人物史』坤巻(一九一九)一〇一―一〇二頁、『明治人名辞典』下巻(一九八七)シ六頁参照。
- (44) 前掲『都道府県別資産家地主総覧』(滋賀編 和歌山編)四頁参照。なお同年の地主資産家総覧には定嘉の名は見られないが、福井弥平家文書「昭和十三年吉日起寿一慶事録(其壱)」(目録未採録)には七里定雄との関係について、「弥平亡妻「貞」ノ里」とあり、この定雄が七里家の当主と見てよいだろう。
- (45) 明治三四(一九〇二)年は全醸造の失敗、同三五(一九〇二)年は醸造場改築による休造によって酒造業酒造業収益が計上されていない(福井弥平家文書「杜氏并日雇給料帳」No.22・12に記載がある)。
- (46) 江頭恒治「近江商人の利率率について」(彦根論叢・六五、六六、六七合併号)一八頁参照。
- (47) 正田健一郎前掲論文一八三頁参照。
- (48) 朝倉孝吉前掲書三〇、六六、三五二―三五九頁参照。

(49) 正田健一郎前掲論文一八一頁参照。

(50) このような地方名望家の個別研究としては、高久嶺之介『近代日本の地域社会と名望家』(柏書房、一九九七)が参考になろう。

(51) ここでの地域社会にとって有意なもの定義としては、何等かの形で地域社会の維持・発展に貢献するものとする。

(52) 猪鹿垣とは猪や鹿による田畑の潰廢を防ぐため、享和三(一八〇三)年打下が構築したのを皮切りに、各村単位で近世期に構築されたものである。その構築・補修費用は村人用や領主からの拝借銀によって賄われていた。(高島町史「四六六―四七〇頁参照」)

(53) 福井家は明治四四(一九一一)年に機械精米を導入するまで水車精米を行っている。水車精米は複数箇所で行われており、Y・Zが水車を所有する鵜川もその一つである。このような郡境を超えた貸付が明治の早くに行われた背景には、酒造経営を通じた人的ネットワークが機能した可能性がある。

(54) 参考としてY・Zの事例についての史料を左に記す。(福井弥平家文書「金銀貸附出入帳」No.4、3より引用(読点引用者))

明治十一年寅八月六日

一金百五拾円也

利子年割式分

但内金五拾円明治十二年八月卅日限り

金五拾円同十三年八月卅日限り

金五拾円同十四年八月卅日限り

右ハ此度水車營業仕候ニ付、為其資本書面ノ金額正ニ借用仕候處実正明白ニ御座候、然ル上ハ来ル明治十二年卯八月ヨリ同明治十四年八月迄金額三ヶ年度ニ分割、則但書ノ通り毎年八月三十日限り元利無相違差入、都合明治十四年八月ニ至リ無相違皆御返済可仕候、万一及遲延候節ハ請人より速ニ弁償可仕ハ勿論之事ニ候得共、尚為念抵当左ニ

滋賀郡北小松村ノ内字鵜川私有地ニ設置

一水車巻ヶ所

持主Y・Z印

但車輪差渡シ巻丈四尺幅式尺

粉挽臼巻柄

龍石巻柄其他水車ニ付屬スル器械都テ有姿ノ限

同郡同村同所水車建物

一 建家壹軒

持主 Y・Z 印

此建坪

但量建具家下ノ石類其他都テ有姿ノ俣

同郡同村第千七百七十三番字かや尻耕地

一 田反別 四畝九歩

持主 Y・Z 印

此地佃金拾六円五十四銭北小松米一斗五升七合

同郡同村第千七百七十四番字同所

一 田反別 壹反六畝廿壹歩

持主 Y・Z 印

此地佃金六拾八円七拾四銭北小松米六斗五升三合

右之通り書入置候間、万二一満期ニ至リ元利金聊ニテモ及遲滞候ハ、右抵当品悉皆即時御引取被下、何方成共御勝手次第御糶売相成候共、其

際ニ至リ聊モ苦情申立間敷候、為後日借用証書仍テ如件

滋賀郡第十六区北小松村

借主 Y・Z 印

(55) 朝倉孝吉前掲書二八八―二八九頁参照。

(56) 森嘉兵衛『無尽金融史論』(法政大学出版局、一九八二)四六〇―四六一頁参照。なお、擷取法とは文字どおり取金を競り取る方法である。

確かに、くじ引き制よりは需給一致速度は増すが、競り取り額が高騰し、結果として高利の貸付になるというデメリットが生じる。無尽担保金融は、無尽の取金や掛け金を担保として地主や商人から金銭を借用することであり、これはそのまま地主や銀行類似会社の金融手段としての優位性を示している。

(57) 以下に史料を引用しておく。(福井弥平家文書「金銭貸附簿甲号」No.4-4より引用(読点引用者))

羽田清太郎殿

明治期における地方名望家の役割と経営

五九 (七七七)

鬻付油練職起業資本金

明治十四年巳三月七日

一金百貳拾円也 かし

利年老割定

但三ヶ月立

……(中略)……

右資本金六口合貳百九拾六円九拾三銭也

外二当村近頃頼母子空掛十三会分

此金高百三拾円也

別途貸金五拾三円也

合四百七拾九円九拾三銭也

明治十七年一月家事法方札相立三付廢業ノ上

第五百九十五番字八反田

一宅地貳畝壹歩

地か貳拾貳円九十六銭

同番地建物

……(中略)……

右引取候事

申第貳号 公証済

……(中略)……

十七年一月廿九日

一金壹円 營業税上納其他出入用分中村喜市へ渡ス

……(中略)……

同(廿九年) 五月六日

一金八円也 他工貸渡し分かし

自宅養生ノ医師薬料ヲ除キ取換金合計

參百九拾壹円三拾錢八厘五毛

内三拾八円貳拾壹錢〇五毛

富阪頼母子ヲ始メ都合十五口預り金

差引

合金三百五十三円〇九錢八厘五毛

處工給金

自明治十七年至同十九年 三ヶ年年給拾五円

自同廿年至同廿四年 五ヶ年年給三拾円

自同廿五年至同廿九年 五ヶ年年給五十円

合金四百四拾五円

差引金九拾壹円九拾錢壹厘五毛過上

外二

廿三年三月以來収入シタル金貸手数料(羽田清太郎……引用者加筆) 配当分、収入翌月ヨリ年五朱之利子ヲ加へ、毎年利ヲ元ニ加エ、積算シタルモノナリ

廿三年三月廿八日

一金拾五円也 黒川灰山売買慰勞金

廿九年十二月迄

積算高貳拾円八拾五錢五厘貳毛

……(中略)……

合計金四百貳拾円廿五錢五厘九毛也

明治期における地方名望家の役割と経営

給金過上分

合金五百拾貳円拾五錢七厘四毛

内金拾貳円拾五錢七厘四毛 現金渡

引テ 金五百円

外ニ金五百円 別紙目録ノ通贈与金

合金壹千円

右金額当方西川文次郎及川原林橋郎治貸附金ノ内へ組込、本年一月以後利子附之事

右

明治三十年三月廿一日

目録

一家屋敷

別紙大字勝野地所登記第七拾六号同建物登記第十五号第百九拾五号登記済贈与証ノ通

一家屋附道具一式

一仏壇

一錢函 一個

一店戸棚 一個

一箆笥 一荷

一長持 一棹

一金五百円

以上

(58) 福井弥平家文書「金錢貸附簿甲号」No. 4、4より引用(読点引用者)。

(59) 福井弥平家文書「酒地車税区学費記」No. 13、1より集計した。

(60) 福井弥平家文書「履歴書」No.29-6-1に記載がある。

(61) 福井弥平家文書「大溝小学校々舎建築北川三蔵請負金請渡控」No.29-3-37より引用(読点引用者)。

(62) この事例において、契約当初から福井が保証物を供出せず、パイプ役にとどまった理由は明らかでない。ただし、この軍事公債の返却にあたり、津田親之丞の代理人として大溝村長の白崎清兵衛が受取を行い、軍事公債証書借入れの利息も工事請負金の一部として村役場が負担していることから、村役場の保証物提供者の斡旋等があったと考えられる。だが、津田が北川に直接に貸与せず、資産家である福井家を仲介させることは、債権者の安全性を高め、保証物提供を容易ならしめる点で大きな役割を有していたと考える。

(63) 周辺の金銭貸付業者の利率率を知る手段として、福井家の他の金銭貸付業者からの借入利率率があるが、福井弥平家文書「金銀貸付出入帳」No.4-3に記載された福井家の借り入れ利率率を見る限り、福井家の利率率は周辺の金銭貸付業者の利率率と類似している。

(64) 福井弥平家文書「金銀貸付出入帳」No.4-3より引用(読点引用者)。

(65) 『彦根市史』前掲書三七七―三七八頁参照。また、明治一五(一八八二)年の日本銀行貸出金利は年九・四九―一〇・三二%であり、明治一〇(一八八七)年の五・四八―五・八四%の二倍近いことから、当時の利率率がいかに高騰していたかがわかる(日本銀行統計局編『明治以降本邦主要経済統計』(日本銀行統計局、一九六〇)第二六〇頁参照)。

(66) 先利貸付の実施状況は、明治一四(一八八二)―同二七(一八八四)年の各年において、それぞれ二・二九・二四・一件である。当該時期のほかは、先利貸付は実施されていない。

(67) 参考として本事例の史料を左に記す。(福井弥平家文書「金銭貸附簿甲号」No.4-4より引用(読点引用者))

当郡大供村

H・K殿

保証人

古我友造殿

古我貞休殿

明治十五年午一月

一金三百円也

利足壹ヶ月二付 金三円七拾五銭定

明治期における地方名望家の役割と経営

六三二 (七七二)

本年八月廿日限

外式歩五厘合先利引

此抵当

口入 山川氏

第四拾五番字大門第三等

金五円利増入

田壹反五畝拾歩

此地価百式拾八円五拾銭

(以下書入地所六筆)

メ反別七反五畝拾四歩

地価五百七十七円廿五銭

右地券証戸長役場預候、依テ役場弁償第五七号戸長古我彦平殿

右貸金ノ口、保証古我貞休及戸長古我彦平等抵当ノ地所偽証謀印ニ付、段々掛合ノ末古我貞休殿引請ケニ相成、則同人ヨリ預券請取、曩ノ偽証

ニ関スル書付類都テ古我貞休殿へ相渡し候事

(68) 福島正夫前掲書 二二頁参照。

(69) 栗原百寿『現代日本農業論』(校倉書房、一九七八) 三三三頁参照。

(70) 正田健一郎前掲論文一八四—一八九頁参照。

(71) 参考として本事例の史料を左に記す。(福井弥平家文書「金銀貸附出入帳」No. 4、3より引用(読点引用者))

拝戸村

K・M殿

引受証人

吉村九左衛門殿

明治十年三月十五日

一金七拾円也 但利足月卷歩貳厘五毛
此抵当

六十八番字東出

田卷反拾貳分 地価五十八円三錢

七十二番字同所

田七畝廿分 地価三十一円七十四錢

三百六十二番字北路

田卷反拾五分 同三十九円三十八錢

右

本年十二月卅日限

戸長田原重行

十一年二月廿五日

入金拾円五十錢 十年三月ヨリ十一年二月マテ一年利足

寅三月ノ午三月マテ四十五ヶ月リ金四拾貳円八十七錢五厘

元利金百拾貳円八十七錢五厘

又五円四拾錢五厘 酒代

惣ノ百拾八円廿八錢

又六拾五円 右抵当(ノ)書入ヲ以福井太三郎殿方ニテ借用分当方へ引請ケ

合金百八拾三円廿八錢

所へ抵当ノ内

六十八番字東出

田卷反拾貳分 地価五十八円三錢 外十七分畦滄地

七十二番字同所

田七畝廿分 地価三十一円七十四錢 外十九分畦滄地

明治期における地方名望家の役割と経営

此二ヶ所代金百六拾円(テ脱之)ニ当方へ買取
差引廿三円廿八錢不足

内拾五円、高城宇右衛門殿引請ニ付かし、
九円、此内七十式錢利子トシテ加へル

一 拜戸村役場ニ於本年八月より三度ニ割返済
十五年三月廿一日約定いたし かし

右之通り処分致ス也

……(中略)……

右二ヶ所田地、十五年三月廿五日、買取値則百六拾円ヲ以テ、拜戸村西村忠次郎殿へ売渡ス、則売券証相渡し候事

(72) 福井家の金銭貸付において、契約成立時の設定期限内に返済が完了していない事例は珍しくない。むしろ、五円—一〇円といった極小額の貸付はさておき、一定程度高額の貸付においては期限内の返済は稀で、契約更新を繰り返す場合が多い。しかし、その場合においても、利息は契約に従い返済されるのが通常である。

(73) 福井弥平家文書「書簡」No. 30、2、97より引用。

(74) その他、明治三五(一九〇二)年に京北鉄道株 軍事公債及び国債の所有権を明治末期に失っている。しかし、京北鉄道株については鉄道敷設が頓挫したためであり、軍事公債及び国債については償還期限の到来によるものである。

(75) このような傾向が端的に現れている事例として、近江商人小林吟右衛門家の近江鉄道への投資がある。同鉄道は地元振興の為の社会事業的性質が濃く、小林家当主の「当家の見込者、引合ハ不致候へ共、土地者大繁昌ニ相成可申候」という見解に見るように、同鉄道への投資は採算性よりも地域振興を優先した投資行動であった。にもかかわらず、その投資額は明治二五(一八九二)—同三七(一九〇四)年の十余年間に一〇〇万円以上の莫大な金額にのぼるのである。(末永國紀「金方の諸活動」丁吟研究会編『変革期の商人資本—近江商人丁吟の研究—』吉川弘文館、一九八四)二二八—二二九頁より引用および参照)

(76) 京都市の応募者二人のうち一人は近江商人として著名な松井久左衛門であり、応募額は二、五〇〇円である。この松井久左衛門の応募については、実質的には滋賀県人の応募として判断した。

(77) 日本鉄道省編『日本鉄道史』(清文堂出版、一九七二)上篇二六五頁より引用(読点引用者)。

(78) 田中真人「琵琶湖の首飾り」(田中真人・宇田正・西藤二郎『京都滋賀鉄道の歴史』京都新聞社、一九九八)三八三頁参照。

(79) 福井弥平家文書「書簡」No.30・4・86より引用(読点引用者)。

(80) 以下、京北近畿鉄道に関する引用史料は、全て福井弥平家文書「日嘉恵」No.34・1からのものである(読点引用者)。なお、この史料は手控帳であって日記調で綴られており、引用史料は必要箇所のみを抜粋したものである。

(81) 福井弥平家文書「借入金確証」No.30・3・51より引用。

(82) 同家が額面五〇円の軍事公債を抵当物件として提出するために他より借入れたことは、次の史料により確認できる。(福井弥平家文書「公債証借用証」No.30・3・61より引用)

公債証借用証

一 軍事公債額面五拾円証巻枚

右ハ今般近江貯金銀行ヨリ借入金ノ担保之為正ニ借用候也

借用人

明治貳拾九年五月三十日

福井弥平印

中田長茂殿

余白

(83) このことは、近江貯金銀行株式会社定款第二二条で定められている。以下にその条文を示し置く。(福井弥平家文書「近江貯金銀行株式会社定款・同株式申込簿・同増株申込書・同大蔵省諸届書」No.31・4より引用。(読点引用者))

第廿壹条 当銀行ハ自己ノ株券ヲ所有シ又ハ之ヲ質ニ取ル可カラズ、但債務弁済ノ為メ之ヲ引取り、又ハ其他ノ事由ニ依リ交付セラレ若クハ移属シタル株券ハ、三ヶ月以内ニ之ヲ公売スベシ

(84) 福井弥平家文書「借入金確証」No.3013352より引用。

(85) 同家が抵当物件として有隣生命保険会社株式を提出したのは、他に借入金額に見合う抵当物件を用意できなかったことによると思われる。まず、同家は同年同月二三日の借人において既に軍事公債証書三枚(総額三〇〇円)・起業銀行株式一五株(総額七五〇円)を抵当物件として提出している。また、日本勸業銀行株式は同年七月の発行であり、当時点ではまだ所有するに至っていない。ゆえに、残された株式公債は軍事公債二五〇円分・近江貯金銀行債株式・有隣生命保険会社株式のみである。また、それに頼らず借入額八〇〇円に相当するだけの高担保能力の株式・公社債を他より借りれば、元金と借入担保物件の利息額が非常に高くなる。以上の理由により、担保額に不足のない有隣生命保険会社株式を抵当に入れたと考えられる。

〔附記〕 本稿の作成にあたり同志社大学経済学部西村卓教授並びに末永國紀教授よりご指導をいただいた。また、福井弥平家文書の調査・閲覧に際しては株式会社福井弥平商店代表取締役社長福井弥平氏より、福井三四郎家文書の閲覧には福井稔氏並びに高島町歴史民族資料館学芸員の白井忠雄氏より多大な便宜を与えられた。芳名を記して深謝したい。